

玉山区建築景観ガイドライン（案）について

平成 19 年 3 月 8 日
都 市 整 備 部

1 策定の趣旨

平成 18 年 1 月に盛岡市と旧玉山村が合併したことを踏まえ、旧市域においてこれまで推進してきた景観政策を玉山区も含めた市全域で推進するため、玉山区建築景観ガイドラインを策定しようとするものである。

2 策定の背景

盛岡市は、平成 17 年 11 月 18 日に景観法に基づく景観行政団体に移行し、景観政策をより主体的に推進していくこととしている。

今回策定しようとする玉山区建築景観ガイドラインは、建築物を主な対象にしており、平成 19 年度に行う現行の都市景観形成ガイドラインの補完調査を踏まえ、平成 20 年度までに策定することとしている市全域を対象にした景観法に基づく景観計画に含まれるものとなる。

- ・平成 18 年度 玉山区景観基礎調査
玉山区建築景観ガイドラインの策定
- ・平成 19 年度 旧市域を対象にしたガイドラインの補完調査
景観計画の策定
- ・平成 20 年度 意見聴取（公聴会、都市計画審議会など）
景観法関連条例の制定
景観計画の告示

3 ガイドラインの概要

- (1) 石川啄木が心のよりどころとしたふるさとの風景が今も色濃く残る玉山区において、建築物や工作物等を建設する際の、玉山区の景観特徴である落ち着いた景観やふるさとをイメージさせる景観を守り育て、次世代に引き継いでいくための景観形成の指針を示した。
- (2) 玉山区を大きく地域別に 3 つのゾーンにわけ、ゾーンごとに基本方針、指針、基準を設けるとともに、河川や街路、眺望等の景観上重要な場所等での景観的配慮の指針を示した。
- (3) 現行のガイドラインにはない玉山区を代表する自然景観や歴史景観などを重要景観資源として、その近傍に建築物等を建てる際の景観形成の指針を設けた。

3 今後の予定

- ・3月 8日 市議会議員全員協議会

中旬 パブリックコメントの実施

下旬 政策形成推進会議

都市景観形成建築等指導要綱の一部改正

市長決裁

- ・4月中 市民への周知

広報4月15日号 説明会

- ・5月1日 玉山区建築景観ガイドラインに基づく届出等の事務開始

資料-1

玉山区建築景観ガイドライン

玉山区景観計画の考え方と ガイドラインの位置づけ

1 計画課題の整理

1-1 景観行政動向からの課題整理

景観行政の動向

- ・景観法による景観行政が本格化しており、特に都市計画手法を含めた景観形成へと発展する必要がある。
- ・景観をテーマにした景観活動が全国的に活発化している。これは盛岡での伝統的な傾向と一致し、日常的な生活景や身近な地域での景観資源への関心の高まりに対して対処する必要がある。

市の景観行政の継承と見直し

- i 事業連携型：橋や河川、公園、公共建築等をはじめとした公共施設を中心とした景観整備や新しい開発や再開発を中心とした街区景観形成を行って来たが、これを継承し今後はさらに、事業と景観施策を連携させた景観形成を発展させることが課題である。
- ii 市民生活型：「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」による保存樹木、保護庭園、保存建造物、環境保護地区等を中心とした景観保全について継承し、今後はさらに市民・市民団体と連携した景観活動を発展させることが課題である。
- iii 行政指導型：従来からのガイドラインは建築物や工作物を中心とした景観誘導が主であり、このガイドラインを景観法に準拠するものに改変しつつ、蓄積された方法や成果を継承し、さらに実践的で新しい時代に適合する内容で景観形成を発展させることが課題である。

1-2 玉山区の調査結果からの計画課題

調査結果からの7項目の課題

- i 自然景観は動植物や四季変化をより豊かに体験してもらうことが課題。
- ii 眺望は日頃の生活の中で気持ちよく楽しめるようにすることが課題。
- iii 歴史景観は文化財的な価値があるものを中心にしてそれを保全維持し、景観的に活用することが課題。
- iv 文化景観は昔話や場所に関する伝聞あるいは信仰や生活文化等を再発見し体験することが課題。
- v 美化活動に習い、まちかど小景で地域コミュニティ活性化の種を播くのが課題。
- vi 姫神山、石川啄木、岩洞湖、北上川、岩手山等をブランドとして役立てるのが課題。
- vii 新しい開発や建設を機会に地域景観の良さを伸ばすことが課題。

2 計画の体系

2-1 計画の枠組み

基本方針

① 都市イメージ戦略の重視

内外にわかりやすい地域イメージを景観で発信する

② 地域活動を含む計画内容

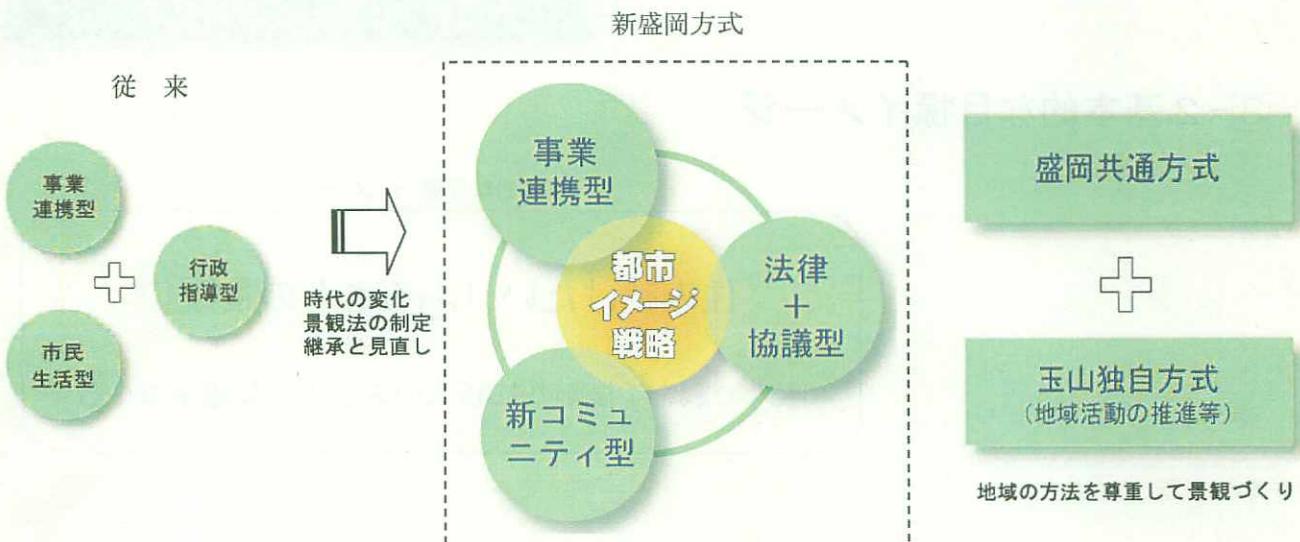
景観法に基づく包括的な計画内容とし、地域活動を重視する

③ 地域のやり方の尊重

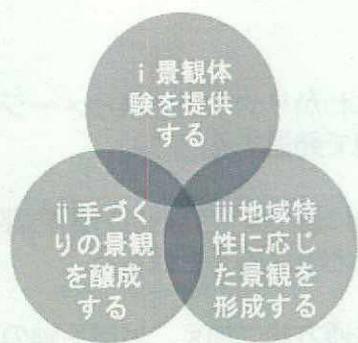
盛岡共通方式に加え、地域活動の推進など玉山独自方式の確立

計画の枠組み

- ① 従来の景観行政は、事業連携型、市民生活型、行政指導型により構成され運用されてきたが、景観行政の動向からの課題を踏まえ、新しい方式へ発展させていくこととする。
- ② 新盛岡方式の構成は、事業連携型、新コミュニティ型、法律+協議型とし、これらを連動させながら今後の景観行政に取り組んでいく事とする。
- ③ 地域を尊重する景観づくりとして、盛岡共通方式に玉山独自方式を加えることとする。



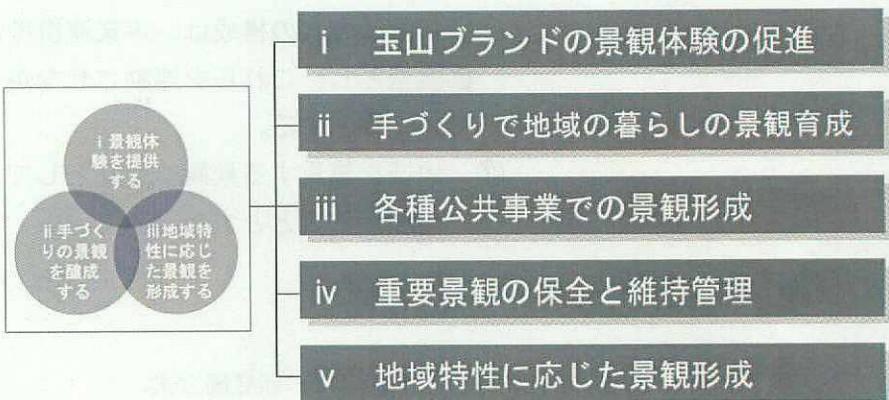
2-2 玉山区の計画の基本理念



- i 景観体験を提供する：玉山らしいテーマを定め、景観体験を内外に提供する。そのための整備や活動支援を行う。
- ii 手づくりの景観を醸成する：地域活動により、地元の小景を手づくりし、あるいは地元の歴史文化を再発見する。そのための支援や情報発信を行う。
- iii 地域特性に応じた景観を形成する：地域を特徴づける景観を保全し、また新しい開発や建設を機会に地域景観の良さを伸ばす。そのための整備や景観保全、基準を設けた景観誘導を行う。

3 玉山区の計画の基本フレーム

3-1 全体フレーム



3-2 基本的な目標イメージ

基本的な目標 イメージ

住み続けたい「ふるさとの景観」

啄木の歌を手掛かりに新しいふるさと景観をつくる

③-3 計画の5本柱

i 玉山ブランドの景観体験の促進

- ・玉山ブランドを選定し、内外の人が「知る」「歩く」「触れる」「つくる」など多様な体験を提供する方法を工夫する。

・「眺望」	例)眺望ウォッチング/情報発信/ベンチ整備/眺望地点選定
・「啄木」	例)短歌の景観探訪/甲子園短歌大会/関連施設整備等
・「姫神山の山岳文化」	例)登山/金山伝聞地/山岳信仰等のマップや環境整備、説明施設整備等
・「岩洞湖周辺の自然」	例)環境教育プログラム/四季変化の発信等

ii 手づくりで地域の暮らしの景観育成

- ・地域の主体的な活動により地元の美化や歴史文化の発掘等を行う。花いっぱい運動の方法に学び、地域の主体性を尊重し、活動を活性化する方法を工夫する。

・地域の小景を手づくりする	例)支援制度、コンクール等
・集落の文化景観を再発見し継承する	例)イベント、出版物等
・地域の美化活動を促進し支援する	例)支援制度、コンクール等

iii 各種公共事業での景観形成

- ・景観法の適用も含めて重要な公共施設における景観形成の方策を工夫する。また、公共施設の景観向上のための、指針や協議の手続き等の位置付けを行う。

・公共施設景観指針	
・景観重要公共施設	例)河川、道路等

iv 重要景観の保全と維持管理

- ・景観資源調査等を参考にして、保全すべき重要な景観や、将来にわたって大切にしたい景観をリストアップし、文化財指定や必要な支援のための制度等を検討する。維持管理や活用を促進する方策を検討する。

・茅葺き民家等の保全や文化財指定	例)指定文化財、登録文化財、保存建造物等
・指定文化財等の維持管理	
・大切にしたい景観のリストアップ	例)文化景観/自然景観/重要文化的景観等

▼ 地域特性に応じた景観形成

- ・玉山区全域を景観計画の対象区域とし、土地利用計画や都市計画を踏まえて地域特性に応じたゾーニングを行い景観形成方針等を定める。必要に応じて開発や建設での基準を設ける。
 - ・建築景観を中心とした玉山区景観建築ガイドラインを策定する。

- ・地区別の景観形成方針で諸事業の調整をする

- ・玉山区建築景観ガイドライン

地区別ガイドライン
種類別ガイドライン
関連行為別ガイドライン
量規資源図

玉山区建築景観ガイドライン

- 啓木のふるさと景観を目指して -

(案)

盛岡市

I 概要

- I-1 玉山区建築景観ガイドラインの
基本的考え方 3
- I-2 玉山区建築景観ガイドラインの構成 7
- I-3 ガイドラインの使い方 11

I-1 玉山区建築景観ガイドラインの基本的考え方

I-1-1 玉山区建築景観ガイドラインの目的

玉山区建築景観ガイドライン

- ・盛岡市では昭和59年度に都市景観形成ガイドラインを策定し、景観に配慮した建築物等をつくる取り組みを市全域で進めてきました。この度玉山区においても合併を機会に、景観施策を進めるため、玉山区建築景観ガイドラインを策定しました。
- ・今後はこのガイドラインを活用し、新しく建設される建築物等による景観形成を進めます。
- ・玉山区は広く、各地域や集落は各々の歴史と個性を持っています。しかし全体としてみるとまとまりのある特徴があり、農山村としての性格と石川啄木の存在がその土台となっています。
- ・このガイドラインは、そのような特徴を建築景観によって守り育て、落ち着いた地域景観を次世代に引き継いでいく考え方を示しています。

玉山区景観の特徴と課題

*自然に溶け込む落ち着いた景観

- ・玉山区の景観は農山村を基盤とし、山や川の大きな自然景観に溶け込むように、農地や集落をはじめとした生活の場としての農村景観が広がっています。
- ・また、農村にも町並みにも花壇をはじめとした手づくりの景観がみられ、落ち着いた暮らしを感じさせます。
- ・従ってこのガイドラインでは、建築物を新たに建設するときに、自然に溶け込み落ち着いた玉山区の景観をどのように継承し、新しい暮らしにあったものへ育していくか、その工夫が重要となります。

*ふるさとをイメージさせる景観

- ・ふるさとを象徴する岩手山や、独特の山容と文化を持つ姫神山等の眺望景観は、玉山区の景観を代表し、多くの人に愛されている景観です。
- ・また、石川啄木の歌は玉山の山河の景観に深い人生の陰影を与え、啄木の歌によって多くの人が自らのふるさとへの思いを新たにすることができます。玉山の景観は啄木の歌によって奥行きを生ずると言えます。
- ・このように、玉山区の景観は人の思いを喚起し、自然と文化が融合した独特的風土を感じさせます。いわば、多くの人にふるさとをイメージさせる景観だと言えます。従ってこのガイドラインでは、こ

のイメージをもう一度地域に還元し、新しいふるさとを感じさせる景観をつくることが重要です。

*変化する建築と景観形成の課題

- ・玉山区の農村部に多い伝統的な建築物は土地の風土を反映しており、そのためある程度の共通性が形成されています。
- ・一方、市街地には近代的な建築物が多く、新しい材料や自由な意匠が可能であるため、全体としてまとまりを欠く傾向があります。このままでは多くの都市のように、景観的な落ち着きを失い雑然してしまう恐れがあります。
- ・従ってこのガイドラインでは、玉山区の落ち着いた良さを今後も継承するために、最少限の共通性を皆でつくっていくことが必要となります。

*まとまりある景観形成とガイドラインの役割

- ・農村でも市街地でも、落ち着いた景観形成のためには、ある程度のまとまりや最小限の共通性が必要ですが、その方法には2つの考え方があります。
- ・一番目は、個々のデザインを良くすることで、その時に良さの方向性をなるべく共有することです。このような地域にしたいというイメージをある程度共有して、その中で自由に創意工夫をするという考え方です。
- ・二番目は、少なくともこれはやらないというルールのような事を決め、それを皆で守ることです。かつては土地の風土や材料が限られていたので、それがルールのように機能して結果的に共通性が生じました。現在は技術的に自由な意匠が可能になったので、意識して守るべき共通性をつくらないと雑然とした景観になってしまいます。
- ・そのためこのガイドラインの役割としては、第1に望ましい地域イメージをある程度絞り込む（方向性を示す）こと、第2に最小限の規範を明らかにする（基準等を示す）ことが課題となります。

I-1-2 建築景観形成の基本

周辺との関係を考えて設計する

- 現在ある地域景観の中に新しい建築物を建てると、その建築物の周辺の景観も変化して見えます。景観にはこのような性格があるため、建築物を建てる時は、まわりの景観に与える影響を考えて設計することが重要です。
- まわりの景観を悪くせず良い方向に変えるためには、その良さの方向性を多くの人が共有できるような目標イメージが必要です。
- このガイドラインでは、アンケート調査をはじめとした多様な調査を踏まえ検討した結果、次のように基本的な目標イメージを定めました。

ガイドラインの基本的な目標イメージ

基本的な目標イメージ

住み続けたい「ふるさとの景観」

啄木の歌を手掛かりに新しいふるさと景観をつくる

おもひでの川
おもひでのかくに渡民村は恋しかり
『一握の砂』より

- 農村の良さを意識して、住み続けたい「ふるさとの景観」をつくることが目標です。
- 岩手山、姫神山、そして石川啄木という玉山区の特徴を土台として、次世代に引き継ぐ新しい「ふるさとの景観」を皆でつくることを意図しています。
- そのためには共通した考え方が必要ですが、啄木のふるさとの歌を手掛かりにして、皆が各々工夫することで共通性をつくって行こうとしています。
- 啄木のふるさとの歌に多くの現代人が心を打たれるのは、そこに時代や場所を越えた普遍的なふるさと像を見いだすからだと考えられます。このようなふるさと像は、私たちの深層に根ざすものであり、新しい時代にも変わらぬ意味を持つに違いありません。
- 今後玉山区で新しく建築物をつくる時には、玉山区の特徴を土台にし、その上に啄木のふるさとの歌を手掛かりにして新しいふるさとを築き上げる気持ちで、建築物のあり方を工夫して下さい。

ふるさとの木の峰の ひばの木の いだきに来て啼き〜因す事!	『悲しき玩具』より
ふるさとの山に向ひて 言ふことを	『一握の砂』より
ふるさとの山はありがたきかな 言ふことを	『悲しき玩具』より
神壽月	
峯子の山の 初雪の眉にせまり〜朝を思ひぬ	『一握の砂』より
汽車の窓 はるかに北にふるさとの山見えれば 襟を正すも	『一握の砂』より
やはらかに柳あをめる 北上の岸邊目に見ゆ ぬけどごくに	『一握の砂』より
霧ふかき好摩の原の 停車場の 朝のまこそすずろなりけれ	『一握の砂』より
その昔	
小学校の校舎屋根に我が掲げ〜鞠 いかにか奈りけむ	『一握の砂』より

景観形成の基本方針

* 基本方針：自然との調和

- ・都市と異なる農村の良さをもつ「ふるさとの景観」を守り育てるためには、まず自然の良さを活かすことが重要です。
- ・そのためには、新しく建設する建築物を自然景観に溶け込むように建てることが大切です。特に建築物のまわりの樹木と、外壁等の色彩が重要です。
- ・建築物の種類や建てる場所等の条件によって異なるとしても、樹木や色彩によって人工的な印象を弱め、建築物が自然と調和するよう工夫することが必要です。

* 基本方針：ゆとりの形成

- ・「ふるさとの景観」を守り育てるためには、新しい建築物がまわりに圧迫感を与えないよう、周囲との関係においてゆとりを形成することが大切です。
- ・景観的なゆとりを形成する方法は、農村と市街地で異なりますが、隣地や道路との関係、特に建築物の配置や形状が重要です。道路を歩く人から見ると、建築物の色彩や素材もゆとりを形成する重要な要因です。
- ・樹木等による緑化は特に重要な方法です。また、花壇や窓辺の飾り等の手づくりの景観もゆとりを形成するポイントになります。

景観まちづくりへの展開

* 景観計画との関係

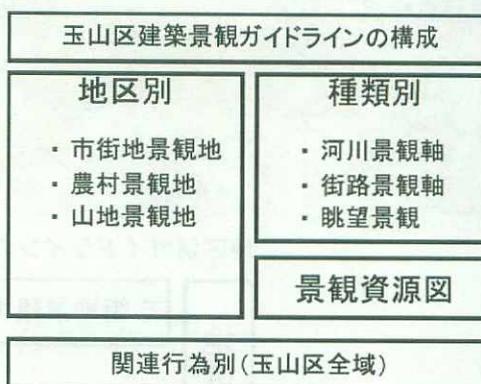
- ・盛岡市では従来から建築だけでなく、自然や歴史あるいは公共空間の景観を守りつくる努力を重ねてきましたが、平成17年に景観法が制定されたことを機会に、従来の取り組みを継承しつつ、市の景観行政をさらに発展させようとしています。
- ・このガイドラインは建築物を主な対象にしていますが、今後は玉山区を含む市全域を対象にしてより総合的な内容の景観計画を策定し、このガイドラインはその一部に包含される予定です。

I-2 玉山区建築景観ガイドラインの構成

I-2-1 ガイドラインの全体的な体系

ガイドラインの構成

- このガイドラインの全体的な構成は下図のとおりです。
- 地区別ガイドラインは地域特性に即した建築物の作り方を示しています。種類別ガイドラインは、特に景観形成上重要なポイントである、河川、街路及び眺望に関する考え方を示しています。
- また、景観資源図は地域にある重要な景観資源を整理しています。



- 各ガイドラインの内容は2種に分けて整理しています。
- 第1は望ましい地域イメージを示す「基本方針」です。建築物等の形態意匠を創意工夫するときの方向性を示唆しています。また将来に向かっては、好ましい例を「推奨アイディア」として蓄積していくことも考えられます。
- 第2は最小限の規範を明らかにした「指針」「基準」です。両者とも守るべき内容ですが、硬直化を避けるために遵守すべき内容を基準に、是非実現すべき内容を指針として整理しています。

地区別ガイドライン

- 地区別ガイドラインの構成は次頁に示したとおりです。
- 市街地景観地、農村景観地及び山地景観地の各地区ごとにガイドラインを設け、地域特性に応じた景観形成の考え方を示します。



市街地景観地（玉山総合事務所、好摩駅）

地区区分図



地区別ガイドラインの構成

地区別ガイドライン	市街地景観地
	<ul style="list-style-type: none"> ・玉山区の中心市街で市街化区域及びその周辺の既存集落の地域。 ・一級河川北上川沿いの平坦地で、国道4号や鉄道が通り、沿道に市街地が広がっている。多様な建築物が農地と混在して地域景観を形成している。 ・市街化が促進される地域である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の市街化調整区域で、農地が主体の地域。 ・西部丘陵地、中央平坦地の農地部分及び東部山間地を含んでいる。 ・市街化が抑制される地域である。
	山地景観地
	<ul style="list-style-type: none"> ・姫神山から岩洞湖を経て早坂高原に至る広大な山地で、都市計画区域外である。 ・自然景観が主で、山林と牧草地が特徴である。観光、酪農などの施設がある。 ・市街化が想定されていない地域である。



農村景観地（西部の生出、東部の釘の平）



山地景観地（早坂高原、外山森林公園）

種類別ガイドライン

- ・種類別ガイドラインの構成は下図のとおりです。
- ・街路景観軸、河川景観軸及び眺望景観の3種類のガイドラインがあります。
- ・地域のなかで景観の骨格を形成する重要な景観的要素です。後に示す「玉山区建築景観ガイドライン配置図」に具体的な地点を示しています。

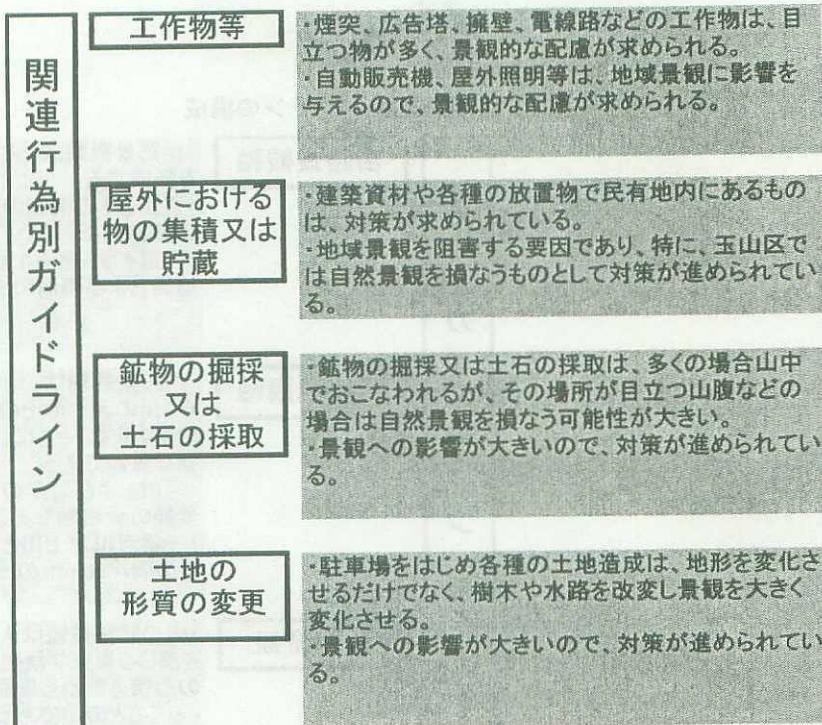
種類別ガイドラインの構成

種類別ガイドライン	街路景観軸	河川景観軸	眺望景観	眺望地点	眺望対象
	<ul style="list-style-type: none">・街路景観軸は、人工的な景観で地域景観の骨格を形成する。・道路とその両側の建築物によって形成される景観の骨格軸である。・国道4号、国道4号渋民バイパス、国道455号の道路および両側の土地を含む範囲を対象とする。	<ul style="list-style-type: none">・河川景観軸は、地域の自然景観の骨格を形成する。川の流れやその生物は地域の生態系を分かりやすく示すとともに、季節やふるさとを感じさせる重要な景観である。・河川および両岸の帯状の土地によって構成される景観の骨格軸である。・一級河川北上川と一級河川松川を対象に、河川とその両岸50m巾の土地を含む範囲を対象とする。	<ul style="list-style-type: none">・山の眺望景観は人が天候や季節変化など、自然を感じる重要な景観である。また人生における折々の心情を重ねる景観として特徴がある。・ふるさとの山である岩手山と姫神山の眺望にはその傾向がつよい。	<ul style="list-style-type: none">・重要眺望地点 観光地等、玉山区の全体的なイメージに影響を与える眺望地点。・地域眺望地点 各地域における生活に密着した眺望地点。	<ul style="list-style-type: none">・眺望対象としては、岩手山、姫神山、岩洞湖である。・特に、姫神山は市街に近く、山容の保全が重要であるので、保全の対象として眺望対象地として地域を指定した。

関連行為別ガイドライン

- ・関連行為別ガイドラインの構成は下図のとおりです。
- ・各種工作物等、屋外における物の集積又は貯蔵、鉱物の掘採又は土石の採取、土地の形質の変更を対象としています。

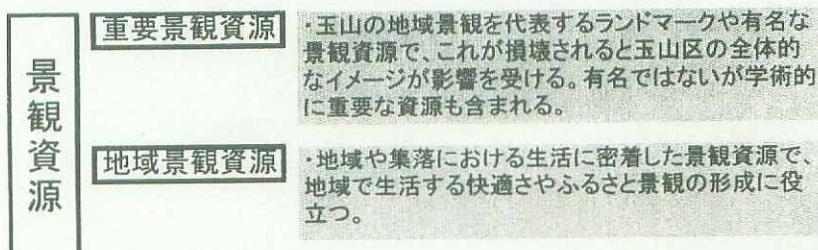
関連行為別ガイドラインの構成



景観資源の構成

- ・景観資源は自然景観、歴史景観、文化景観、風致景観の種類があります。
- ・それらの景観資源のなかで、玉山区を代表する観光資源と、玉山区の地域イメージを牽引するものを重要景観資源としました。また、地域の生活に根づいて地域を代表するものを地域景観資源としました。

景観資源の構成



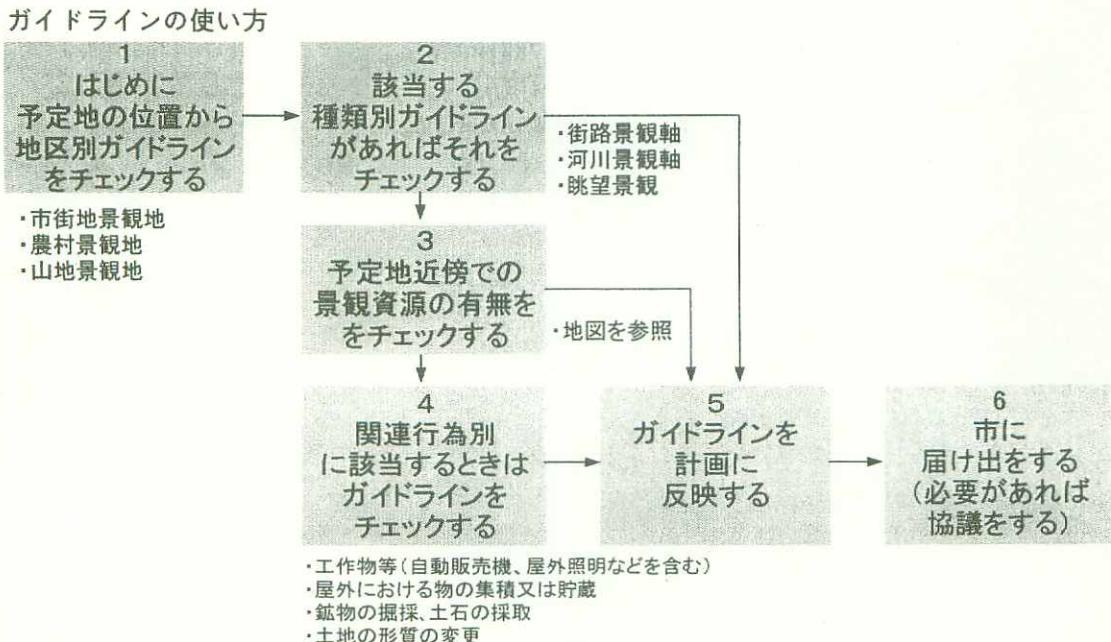
I-3 ガイドラインの使い方

ガイドラインの適用対象と根拠

- このガイドラインの適用対象となるのは、玉山区内の建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更となる行為です。
- また、工作物等や屋外における物の集積又は貯蔵、鉱物の掘採又は土石の採取、土地の形質の変更等も対象となり、届け出が必要となります。
- いずれもこのガイドラインに基づき、景観形成に関する協議を行います。

使い方のフロー

- このガイドラインの使い方をフローに示すと以下のとおりです。
- 先ず、建設地点の位置によって地区別ガイドラインをチェックし、次に、種類別ガイドラインをチェックします。さらに、建設地点近傍の景観資源の有無を確認します。
- また、建設行為の種類によって関連行為別ガイドラインをチェックします。
- そしてチェック内容を反映した計画を作成して下さい。
- このガイドラインの内容を実現するために、チェックはなるべく早い時期にして下さい。例えば、企画段階や計画条件を整理する段階でチェックすることが大切です。このガイドラインの内容を早期に確認し、そのうえで設計を工夫することが是非とも必要です。
- その後に、盛岡市都市景観形成建築等指導要綱に基づき、届け出をして下さい。必要に応じて協議を行います。なお相談等は何時でも受け付けます。



II ガイドライン

II-1	玉山区建築景観ガイドラインの配置	13
II-2	地区別ガイドライン	17
II-3	種類別ガイドライン	26
II-4	関連行為別ガイドライン	31
II-5	景観資源	33

II-1 玉山区建築景観ガイドラインの配置

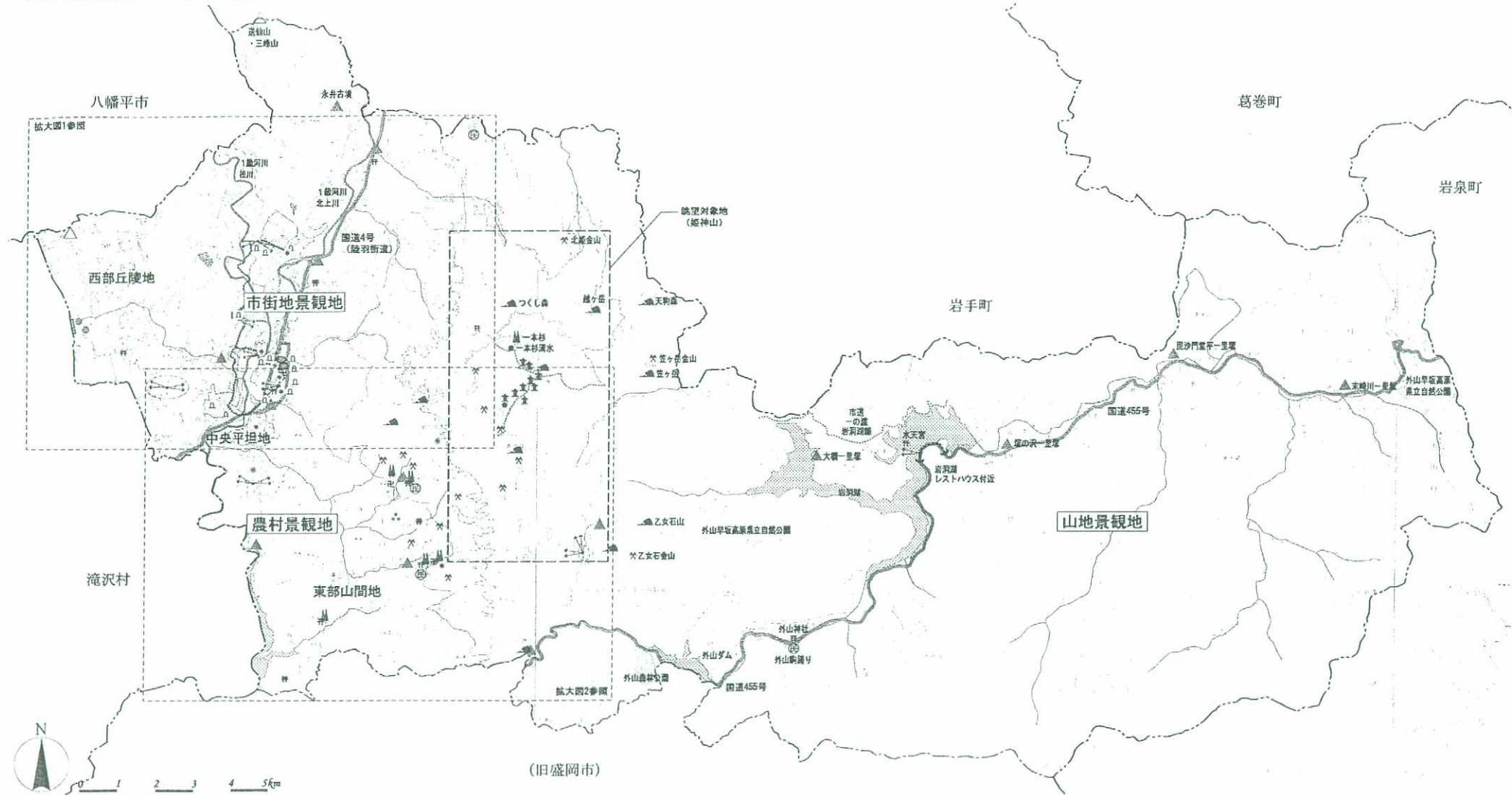
ガイドラインの配置

- ・このガイドラインは地区別ガイドラインをベースにして、その中に種類別ガイドラインを位置づけています。
- ・そのため、このガイドラインの配置では、地区別ガイドラインの区分と種類別ガイドラインを重ねて地図上に示しています。
- ・また、景観資源の近傍で建築物を建設するときの配慮事項があるので、同じ地図に景観資源の位置も示しています。
- ・このガイドラインの利用者は、建設する場所を地図で探し、地区別ガイドラインをチェックし、さらに該当する種類別ガイドラインがあればそれをチェックする。また近傍の景観資源の有無を確認して下さい。
- ・関連行為別ガイドラインは、玉山区全域において適応されるので地図上には示していません。このガイドラインに該当する建設行為の場合は、忘れずにチェックをお願いします。

玉山区建築景観ガイドライン配置図

- ・「玉山区建築景観ガイドライン配置図」を次頁に示しました。
なお、景観資源のリストは「II-5 景観資源」に示しています。

玉山区建築景観ガイドライン配置図

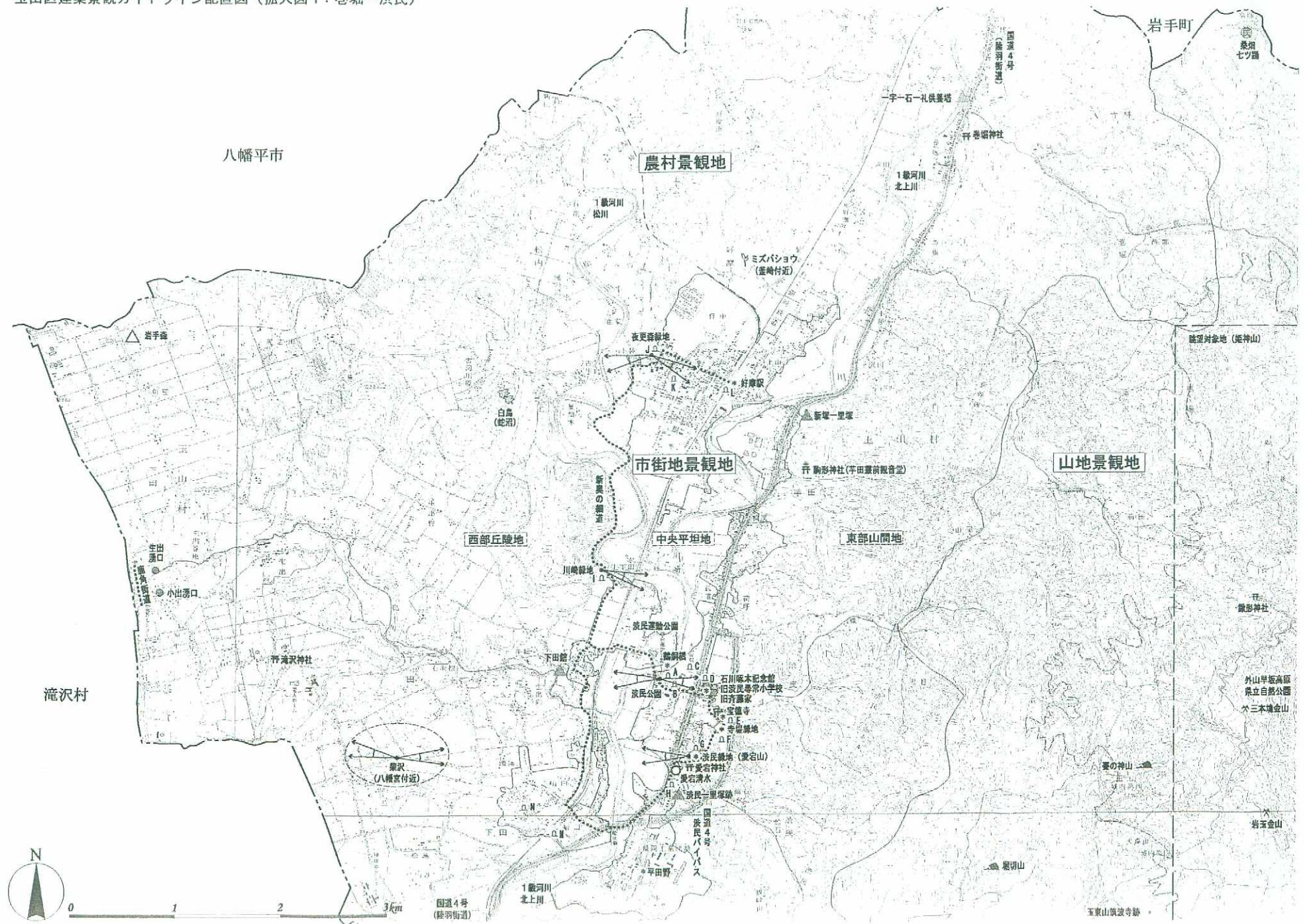


地区別		種類別		
市街地景観地		街路景観軸		
農村 景観地	西部丘陵地		河川景観軸	
	中央平坦地		眺望 景観	
	東部山間地		重要 眺望 地点	地点
山地景観地			道路	
			界隈	
眺望対象地				

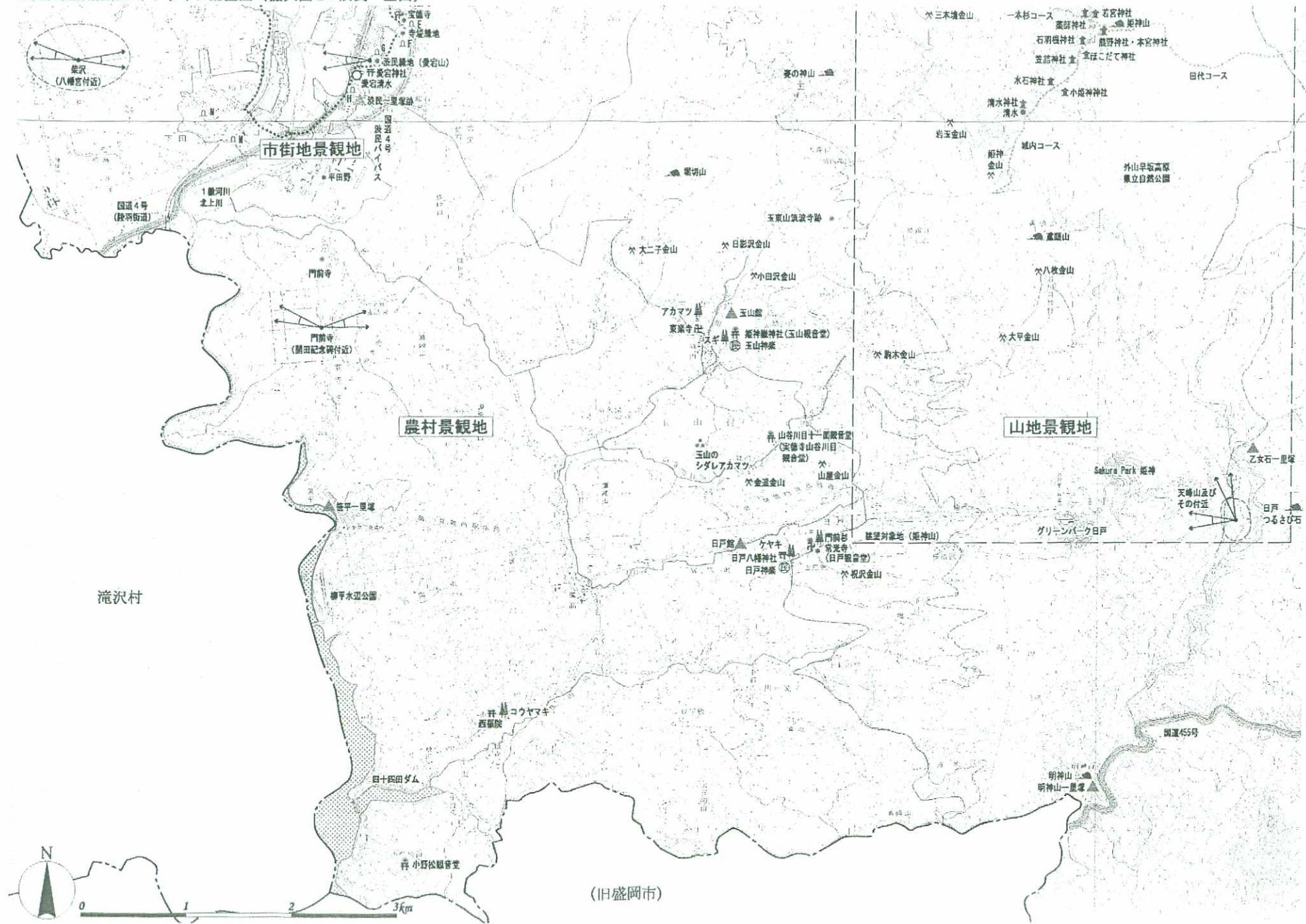
自然景観資源		歴史景観資源		文化景観資源				風致景観資源						
重要 景観資源	河川	△	特徴ある 動植物の生息地	▲	史跡・遺跡	▲	姫神山 の山岳 文化景 観	巨石	▲	石川啄 木の文 化景 観	啄木に関連する場所	*	散策路・霧氷のある道
	湖・ダム等	○		○	天然記念物	○		金山伝聞地	△		啄木歌碑	△ A	重要展望地点	△
	湧水	○		○	建造物	□		山岳文化の祠・神社	●		伝承・伝聞	△	眺望対象地	□
	公園・ 広場等	○		○	社寺等	△		費音信期に隣接する場所	*		清水	○		
	自然公園	○		○	神社等	△		姫神山登山道		民俗	◎		
	その他の公園等	○		○	寺院	△		渕水	○					
樹林樹木	▲													
地域 景観資源	今後、各地域ごとに選定			今後、各地域ごとに選定		今後、各地域ごとに選定				今後、各地域ごとに選定				

市町村界
玉山区界
地区界

玉山区建築景観ガイドライン配置図（拡大図1：巻堀～渋民）



玉山区建築景観ガイドライン配置図（拡大図2：渋民～玉山）



II-2 地区別ガイドライン

市街地景観地

- * 地区の範囲
 - ・一級河川北上川沿いの平坦な市街地である。
 - ・都市計画区域の市街化区域及びその周辺の既存集落の地域。
- * 地区の特徴
 - ・玉山区の中心的な市街地である。
 - ・国道4号や鉄道が通り、沿道に市街地が広がっている。玉山総合事務所や病院、石川啄木記念館等がある。好摩と渋民の2駅がある。
 - ・駅周辺や国道沿道には町並み形成が期待される。
- * 開発の方向
 - ・市街化が促進される地域である。
 - ・当面は農地を残すかたちで市街化が促進される地域である。

市街地景観地：低層建築物（高さ10m以下：住宅、店舗、共同住宅、診療所、保育所、ケアホーム、公共公益的建築物等）

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 ・落ち着いたふるさとの町並みをつくる。
	町並みの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅では生け垣や木塀等により町並みの共通性を形成する。 ・自然の素材感を尊重すること。 ・町並みを形成する地域では、協定を結ぶ等して町並みの共通性を形成する。
	伝統様式の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な屋敷での建て替えでは、屋敷全体のまとまりを尊重し、可能であれば伝統的建築の良さを継承する再生的手法を用いること。
	ゆとりの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく前面道路や隣地からゆとりをもった配置にすること。 ・雪や氷の処理に必要なスペースをとること。
	まちづくりの観点	<ul style="list-style-type: none"> ・手づくりの良さが道を歩く人に見えるような工夫をする。(花壇や窓辺、植栽等。) ・地場産材を利用し地元職人による施工が望ましい。
指針	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は勾配をつける。 (指針数値：勾配は3/10以上) (寄せ棟、入母屋、切妻の形式が望ましい) ・軒とケラバは深くする。 (指針数値：壁表面から、軒は60cm、ケラバは30cm以上)
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路から見える緑を保全し植栽する。 ・特に新しい宅地では、敷地の周囲からみて建築物が露出した印象を与えないよう、四方を中高木等で緑化する。 ・重要眺望地点から見える場合は、眺望地点方向に中高木があることが望ましい。 (指針数値：中高木又は生け垣等により敷地内空地面積の10%以上の緑被)
	(街路景観軸に面する場合)	*種類別ガイドライン（街路景観軸）参照
	(河川景観軸に面する場合)	*種類別ガイドライン（河川景観軸）参照
	(眺望地点の近傍又は眺望内に位置する場合)	*種類別ガイドライン（眺望景観）参照
	(近傍に景観資源がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍に景観資源がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資源の価値を引き立てるような景観的配慮をする。
基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩として禁止色は使わない。 ・屋根は、無彩色又は禁止色以外の色彩にする。 ・外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にする。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に面してクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、建築物と調和するように目隠しの柵や植栽を施すこと。 ・屋上に建築設備等の機器類を設置する場合は、水平方向から見て露出しないように柵等による遮蔽修景を行う。
推奨 アイディア例	窓辺	窓辺を飾れる意匠
	外構	花壇、生け垣、パーゴラや門やトレリス等の手づくり意匠

市街地景観地 大規模な建築物：（高さ10mを超えるもの又は延べ面積3,000m²を超えるもの）

（共同住宅、工場、農業施設、商業施設等）

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> 「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 落ち着いたふるさとの町並みをつくる。
	自然との調和 (工場や大規模商業施設の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 外からみて緑豊かな建築物とする。 特に工場や大規模商業施設等は、林の中の建築物のようなイメージを大切にする。
	ゆとりの形成	<ul style="list-style-type: none"> なるべく前面道路や隣地からゆとりをもった配置にする。 周りの道路からみて、圧迫感を与えないように壁面の位置や意匠、屋根の形状、緑化等の工夫をする。
	まちづくりの観点	<ul style="list-style-type: none"> 道路等から見る人に快適な景観を提供する姿勢を尊重する。 手づくりの良さが道を歩く人に見えるような工夫をする。（花壇や植え込み他）
指針	付属屋	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫や車庫等の付属屋は、母屋と同様に景観的な配慮を行う。
	雪や氷の処理	<ul style="list-style-type: none"> 隣地との間に雪や氷の処理に必要な場所を十分にとる。
	広告看板	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告看板等は極力抑制する。
	(街路景観軸に面する場合)	*種類別ガイドライン（街路景観軸）参照
	(河川景観軸に面する場合)	*種類別ガイドライン（河川景観軸）参照
	(眺望地点の近傍又は眺望内に位置する場合)	*種類別ガイドライン（眺望景観）参照
	(近傍に景観資源がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> 近傍に景観資源がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資源の価値を引き立てるような景観的配慮をする。
基準	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益的施設や商業施設等では、緑に囲まれ、林の中にあるような景観を形成するため、道路沿いや建物前面、駐車場等のオープンスペース等に中高木を植栽する。 工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いを中心に遮蔽的な中高木植栽をする。 重要眺望地点から見える場合は、眺望地点からみて緑が豊かな景観を形成するため、敷地内の眺望地点方向に中高木植栽を行う。 全体としてゆとりと潤いを形成するために花壇等の工夫をすること。 (基準数値：中高木又は生け垣等により敷地内空地面積の10%以上の緑被)
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は禁止色を使わない。 屋根は、無彩色又は禁止色以外の色彩にする。 外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にする。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する建築設備等の機器類は、水平方向から見て露出しないように遮蔽修景を行う。 道路等に面してバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行う。
推奨 アイディア例	色彩	推奨色の提示
	環境共生	各種建築緑化等
	外構	門、アプローチ、花壇、生け垣、パーゴラ等

市街地景観地の建築物等



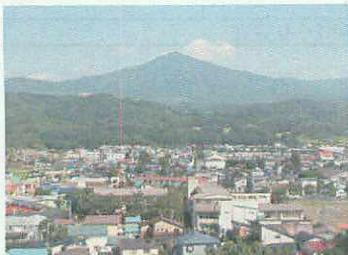
鶴飼橋と北上川



石川啄木記念館



国道4号沿いの町並み



市街地を見越して姫神山



好摩駅前の町並み



共同住宅

農村景観地

- * 地区の範囲
 - ・農村景観地は都市計画区域から市街地景観地を除いた範囲である。
 - ・農地と山林が主体である。
- * 地区の特徴
 - ・西部丘陵地：高原状の広々とした丘陵に広がる農地、防風林のある農家も多く散在している。
 - ・中央平坦地の農地部分：一級河川北上川沿いに水田と起伏のある畑地や林地が混在している。国道や鉄道が通っている。
 - ・東部山間地：伝統的な農家集落が谷間に散在する。谷すじの川や道沿いに農家が立地している。
- * 開発の方向
 - ・都市計画区域の市街化調整区域であり市街化が抑制される地域である。

農村景観地 低層建築物（高さ10m以下：住宅、店舗、共同住宅、診療所、保育所、ケアホーム、公共公益的建築物等）

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 ・自然に溶け込んだふるさと景観をつくる。
	自然との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい建築物は周りの自然的な景観に溶け込ませるような意匠とし、既存樹木を保全し、景観の落ち着きを継承すること。 ・自然の素材感を尊重すること。
	農家様式の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷内の建て替えでは、屋敷全体のまとまりを尊重し、可能であれば伝統的建築の良さを継承する再生的手法を用いること。
	ゆとりの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく前面道路や隣地からゆとりをもった配置にすること。 ・雪や氷の処理に必要なスペースをとること。
	まちづくりの観点	<ul style="list-style-type: none"> ・手づくりの良さが道を歩く人に見えるような工夫をする。(花壇や水路沿い、植栽等。) ・地場産材を利用し地元職人による施工が望ましい。
指針	下屋	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や作業スペースは建築物と一体化した大きな下屋を活用する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の周囲からみて建築物の四方に緑を確保する。 ・特に新しい宅地では、道路や農地に面して建築物がむき出しになった印象を与えないよう、中高木等で緑化する。 <p>(指針数値：中高木又は生け垣等により敷地内空地面積の10%以上の緑被)</p>
	(街路景観軸に面する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン(街路景観軸)参照
	(河川景観軸に面する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン(河川景観軸)参照
	(眺望地点の近傍又は眺望内に位置する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン(眺望景観)参照
	(近傍に景観資源がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍に景観資源がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資源の価値を引き立てるような景観的配慮をする。
	(谷沿い地形に立地する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物前面に川がある場合は、入り口の橋の周辺を修景する。
基準	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は勾配をつける。 (基準数値：勾配は3/10以上) (寄せ棟、入母屋、切妻が望ましい) ・軒とケラバは深くする。 (基準数値：壁表面から、軒は60cm、ケラバは30cm以上) ・塔屋を設置するときは、塔屋も勾配屋根とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩として禁止色を使わない。 ・屋根は、無彩色又は禁止色以外の色彩にする。 ・外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にする。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に面してクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、建築物と調和するように目隠しの柵や植栽を施すこと。
推奨 アイディア例	窓辺	<ul style="list-style-type: none"> ・窓辺を飾れる意匠
	玄関周り	<ul style="list-style-type: none"> ・風除室を活かした意匠
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇、生け垣、水辺修景、パーゴラや門等の手づくり意匠
	再生的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的様式の農家建築は、建て替えずに再生(リフォーム)する。 ・農家建築の空間や木材の良さを次世代に引き継ぐ。建築の基本的構造を再利用しつつ、明るさ・暖房・水回り等の機能的な改善を図る。

農村景観地（山地景観地と同じ） 大規模な建築物：（高さ10mを超えるもの又は延べ面積3,000m²を超えるもの）

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> 「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 自然に溶け込んだふるさと景観をつくる。 高い建築物を避ける。
	自然との調和	<ul style="list-style-type: none"> 新しい建築物は周囲の自然的な景観に溶け込ませるような意匠とし、既存樹木を保全し、景観の落ち着きを継承すること。 背景となる山等の自然と調和させる。（屋根の形状、色彩、緑化等） 自然の素材感を尊重すること。
	(工場や大規模商業施設の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 特に工場や大規模商業施設等は、林の中に建つ建築物のようなイメージを大切にする。
	ゆとりの形成	<ul style="list-style-type: none"> なるべく前面道路や隣地からゆとりをもった配置にする。 周りの道路からみて、圧迫感を与えないように壁面の位置や意匠、屋根の形状、緑化等の工夫をする。
	まちづくりの観点	<ul style="list-style-type: none"> 道路等から見る人に快適な景観を提供する姿勢を尊重する。 手づくりの良さが道を歩く人に見えるような工夫をする。（花壇や植え込み他）

指針	建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは低層に抑える。
	広告看板	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告看板等は極力抑制する。
	(街路景観軸に面する場合)	*種類別ガイドライン（街路景観軸）参照
	(河川景観軸に面する場合)	*種類別ガイドライン（河川景観軸）参照
	(眺望地点の近傍又は眺望内に位置する場合)	*種類別ガイドライン（眺望景観）参照
	(近傍に景観資源がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> 近傍に景観資源がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資源の価値を引き立てるような景観的配慮をする。

基準	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益的施設や商業施設等では、緑に囲まれ、林の中にあるような景観を形成するため、道路沿いや建物前面、駐車場等のオープンスペース等に中高木を植栽する。 工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いを中心に遮蔽的な中高木植栽をする。 屋外駐車場が外の道路から見える場合は中高木植栽等で緑の多い景観を形成する。 重要眺望地点から見える場合は、眺望地点からみて緑が豊かな景観を形成するため、敷地内の眺望地点方向に中高木植栽を行う。 全体としてゆとりと潤いを形成するために花壇等の工夫をすること。 (基準数値：中高木又は生け垣等により敷地内空地面積の10%以上の緑被)
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は禁止色を使わない。 屋根は、無彩色又は禁止色以外の色彩にする。 外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にする。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する建築設備等の機器類は、水平方向から見て露出しないように遮蔽修景を行う。 道路等に面してバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等は設けない。

推奨 アイディア例	色彩	推奨色の提示
	環境共生	各種建築緑化等
	外構	門、アプローチ、花壇、生け垣、パーゴラ等

農村景観地の建築物



防風林のある農家



切妻屋根の倉庫

山地景観地

- * 地区の範囲
 - ・姫神山から岩洞湖を経て早坂高原に至る広大な山地である。
 - ・山林が主体で、外山早坂高原県立自然公園がある。
- * 地区の特徴
 - ・姫神山一帯は、古くから山岳信仰の伝承地である。また、近代には薪炭や馬の産出地として栄えた。
 - ・自然景観が主で、現在は観光、山林と牧草地として利用されている。
 - ・盛岡と沿岸部を結ぶ小本街道が通り歴史を偲ばせる一里塚が残っている。
- * 開発の方向
 - ・自然環境の保全や森林のもつ機能を充分に活用する区域で、観光や自然体験の場として利用される。

山地景観地 低層建築物（高さ10m以下：住宅、店舗、共同住宅、診療所、保育所、ケアホーム、公共公益的建築物等）

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 ・自然に溶け込んだふるさと景観をつくる。
	自然との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい建築物は周りの自然的な景観に溶け込ませるような意匠とし、既存樹木を保全し、景観の落ち着きを継承すること。 ・自然の素材感を尊重すること。
	農家様式の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷内の建て替えでは、屋敷全体のまとまりを尊重し、可能であれば伝統的建築の良さを継承する再生的手法を用いること。
	ゆとりの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく前面道路や隣地からゆとりをもった配置にすること。 ・雪や氷の処理に必要なスペースをとること。
	まちづくりの観点	<ul style="list-style-type: none"> ・手づくりの良さが道を歩く人に見えるよう工夫をする。(花壇や水路沿い、植栽等。) ・地場産材を利用し地元職人による施工が望ましい。

指針	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は勾配をつける。 (基準数値：勾配は3/10以上) (寄せ棟、入母屋、切妻が望ましい) ・軒とケラバは深くする。 (基準数値：壁表面から、軒は60cm、ケラバは30cm以上) ・塔屋を設置するときは、塔屋も勾配屋根とする。
	下屋	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や作業スペースは建築物と一体化した大きな下屋を活用する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の周囲からみて建築物の四方に緑を確保する。 ・特に新しい宅地では、道路や農地に面して建築物がむき出しになった印象を与えないよう、中高木等で緑化する。 (指針数値：中高木又は生け垣等により敷地内空地面積の10%以上の緑被)
	(街路景観軸に面する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン（街路景観軸）参照
	(河川景観軸に面する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン（河川景観軸）参照
	(眺望地点の近傍又は眺望内に位置する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン（眺望景観）参照
	(近傍に景観資源がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍に景観資源がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資源の価値を引き立てるような景観的配慮をする。

基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩として禁止色を使わない。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に面してクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、建築物と調和するように目隠しの柵や植栽を施すこと。

推奨 アイディア例	玄関周り	<ul style="list-style-type: none"> ・風除室を活かした意匠
	再生的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的様式の農家建築は、建て替えずに再生（リフォーム）させる。 ・農家建築の空間や木材の良さを次世代に引き継ぐ。建築の基本的構造を再利用しつつ、明るさ・暖房・水回り等の機能的な改善を図る。

山地景観地（農村景観地と同じ） 大規模な建築物：（高さ10mを超えるもの又は延べ面積3,000m²を超えるもの）

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> 「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 自然に溶け込んだふるさと景観をつくる。 高い建築物を避ける。
	自然との調和 (工場や大規模商業施設の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 新しい建築物は周りの自然的な景観に溶け込ませるような意匠とし、既存樹木を保全し、景観の落ち着きを継承すること。 背景となる山等の自然と調和させる。（屋根の形状、色彩、緑化等） 自然の素材感を尊重すること。 特に工場や大規模商業施設等は、林の中に建つ建築物のようなイメージを大切にする。
	ゆとりの形成	<ul style="list-style-type: none"> なるべく前面道路や隣地からゆとりをもった配置にする。 周りの道路からみて、圧迫感を与えないように壁面の位置や意匠、屋根の形状、緑化等の工夫をする。
	まちづくりの観点	<ul style="list-style-type: none"> 道路等から見る人に快適な景観を提供する姿勢を尊重する。 手づくりの良さが道を歩く人に見えるような工夫をする。（花壇や植え込み他）

指針	建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは低層に抑える。
	広告看板	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告看板等は極力抑制する。
	(街路景観軸に面する場合)	*種類別ガイドライン（街路景観軸）参照
	(河川景観軸に面する場合)	*種類別ガイドライン（河川景観軸）参照
	(眺望地点の近傍又は眺望内に位置する場合)	*種類別ガイドライン（眺望景観）参照
	(近傍に景観資源がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> 近傍に景観資源がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資源の価値を引き立てるような景観的配慮をする。

基準	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益的施設や商業施設等では、緑に囲まれ、林の中にあるような景観を形成するため、道路沿いや建物前面、駐車場等のオープンスペース等に中高木を植栽する。 工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いを中心に遮蔽的な中高木植栽をする。 屋外駐車場が外の道路から見える場合は中高木植栽等で緑の多い景観を形成する。 重要眺望地点から見える場合は、眺望地点からみて緑が豊かな景観を形成するため、敷地内の眺望地点方向に中高木植栽を行う。 全体としてゆとりと潤いを形成するために花壇等の工夫をすること。 (基準数値：中高木又は生け垣等により敷地内空地面積の10%以上の緑被)
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は禁止色を使わない。 屋根は、無彩色又は禁止色以外の色彩にする。 外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にする。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する建築設備等の機器類は、水平方向から見て露出しないように遮蔽修景を行う。 道路等に面してバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等は設けない。

推奨 アイディア例	色彩	推奨色の提示
	環境共生	各種建築緑化等
	外構	門、アプローチ、花壇、生け垣、パーゴラ等

山地景観地の建築物



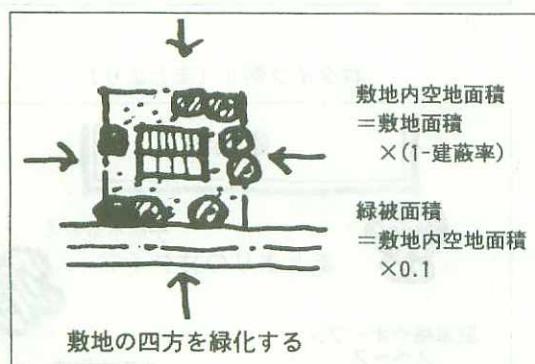
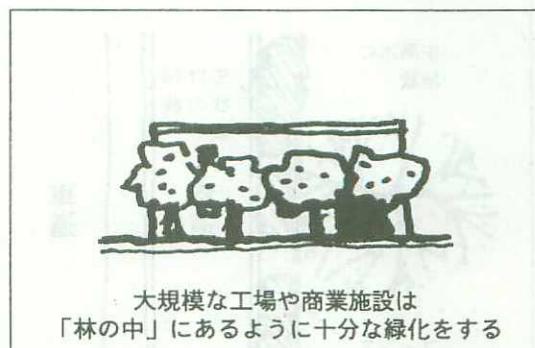
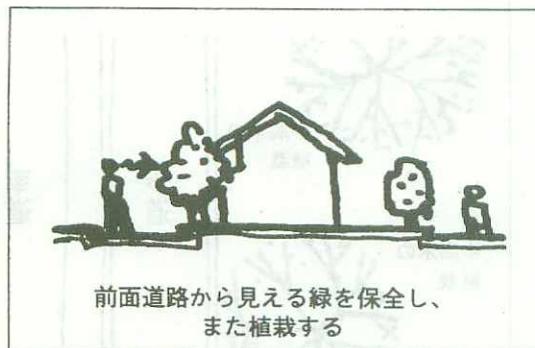
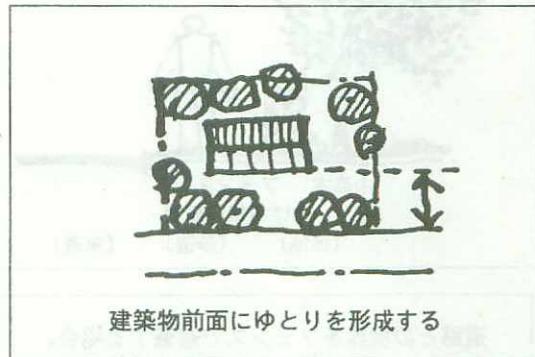
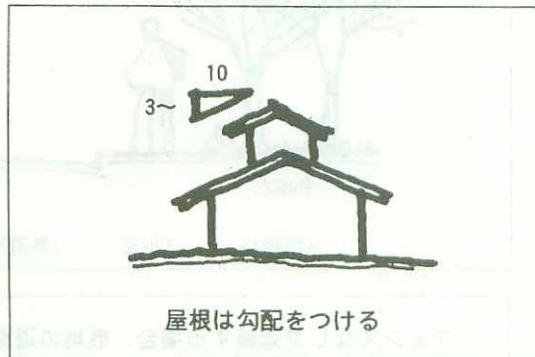
手作り風の別荘



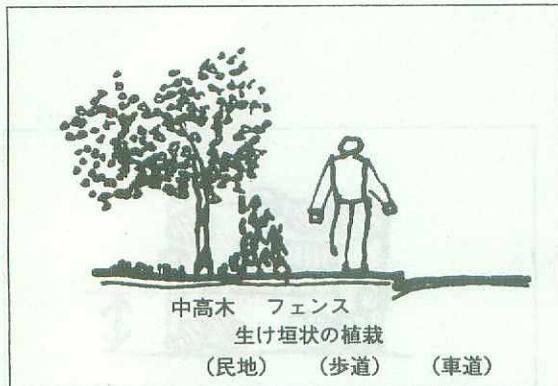
コミュニティ施設



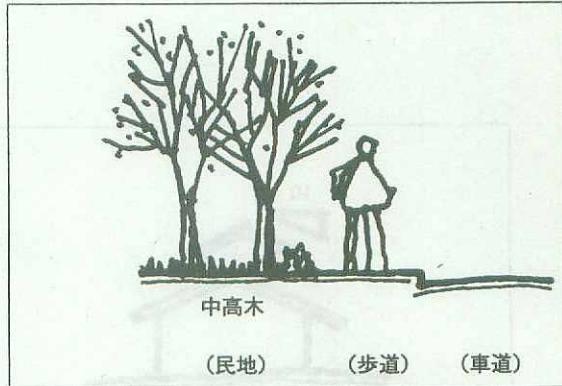
自然体験施設



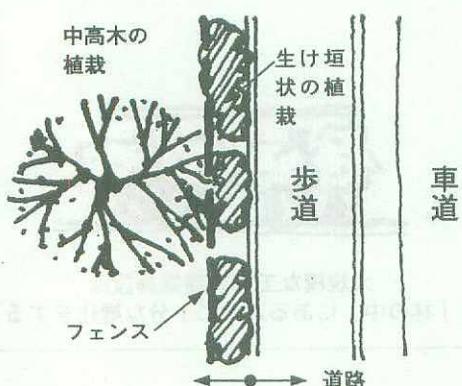
遮蔽タイプ例Ⅰ（フェンスあり）



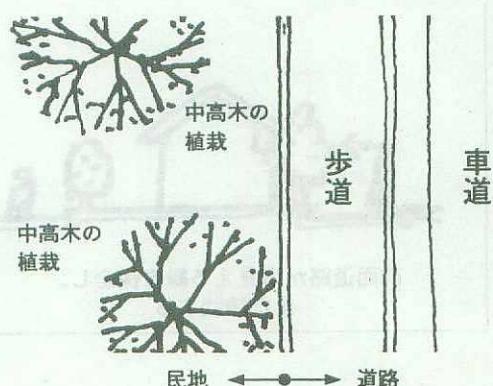
遮蔽タイプ例Ⅱ（フェンスなし）



道路との境界をフェンスで遮蔽する場合、
フェンスの道路側に生け垣状の植栽をする
敷地の内側に中高木を植栽する



フェンスなしで遮蔽する場合、敷地の道路
側に中高木を植栽する

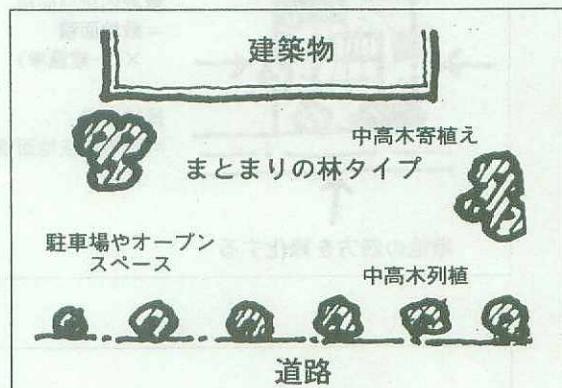


大規模な工場や商業施設は
「林の中」にあるように十分な緑化をする

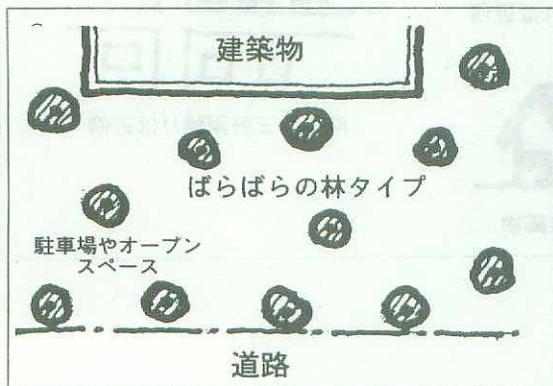
上図は遮蔽タイプ

下図は林タイプ

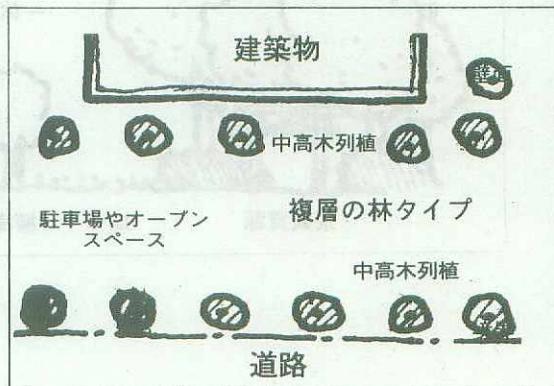
林タイプ例Ⅱ（まとまり）



林タイプ例Ⅰ（ばらばら）



林タイプ例Ⅲ（複層）



禁止色（低彩度色でない色）

R(赤)系の色相で、彩度が4を超えるもの
YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの
Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの
GY(黄緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの
G(緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの
BG(青緑)系の色相で、彩度が2を超えるもの
B(青)系の色相で、彩度が2を超えるもの
PB(青紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの
P(紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの
RP(赤紫)系の色相で、彩度が2を超えるもの

- ・無彩色：黒、灰色、白。
- ・自然景観と調和する色彩：R(赤) YR(黄赤) Y(黄) 系の色相で、低彩度、中明度の色彩。
- ・自然素材：石、土、木材、れんが及び伝統的建築物等に用いられている自然素材。
- ・R(赤)系の既存屋根の塗り替えで、従前と同色にしようとする場合は協議扱いとする。

※左表に示した記号及び彩度の数値は、マンセル表色系に基づくもの。

マンセル表色系：

色彩を「色みー色相」、「明るさー明度」、「色の強さー彩度」の3つの組み合わせで1つの色を表すシステムのこと。

・色相：R(赤)・Y(黄)・G(緑)・B(青)・P(紫)の5つに大別し、さらにその中間色の黄赤・黄緑・青緑・青紫・赤紫として細別して表す。

・明度：色彩の明るさのことで、その明るさを0から10までの数値で示す。完全吸収の黒0、完全反射の白を10で表す。

・彩度：色彩の鮮やかさのことで、数値が大きくなるほど鮮やかな色を表す。最も彩度の高い色を純色という。この最高彩度は、色により数値が変わり、赤系では14程度青系では9程度となる。

緑被の計算

i 敷地内空地の計算

敷地面積から指定建ぺい率で計算した建築面積を引く。

ii 緑被の計算

■中高木の場合

既存樹は樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出。植樹する樹木は中高木とし、下表を用いて算出。

現況の樹木の高さの場合	緑被面積
1m以下の場合	0.5 m ²
1mを超え2m以下の場合	1.5 m ²
2mを超え3m以下の場合	3.5 m ²
3mを超え4m以下の場合	6.0 m ²
4mを超え5m以下の場合	10.5 m ²
5mを超え6m以下の場合	14.0 m ²
6mを超える場合	19.5 m ²

■生け垣の場合

緑被面積 = 幅 0.6m × 長さ

緑被面積の計算



重要眺望地点から見える場合



III-3 種類別ガイドライン

街路景観軸

*軸の範囲
・国道4号、国道4号渋民バイパス、国道455号および両側の土地を含む範囲を対象とする。

*軸の特徴
・街路景観軸のうち、農山村での道路については、自然景観のなかで人工的かつ日常的な景観的骨格を形成する。市街地での道路は両側の建築物と一帯となって、身近でかつ都市的な景観の骨格を形成する。

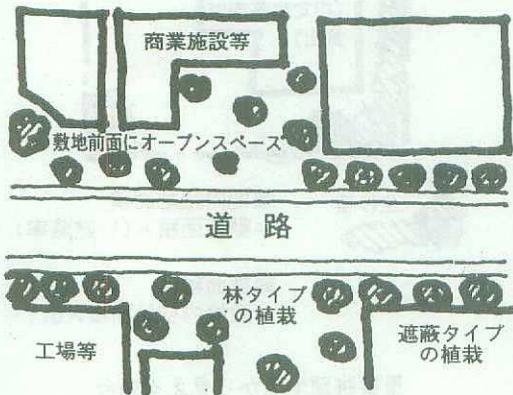
・道路は人や車の動きとともに活動を感じさせる景観である。

*軸の方向性
・道路は、自動車だけでなく歩行者が安全で安心して通行できることが重要であり、沿道の建物や屋外広告物等は歩行者に圧迫感を与えないよう配慮する。

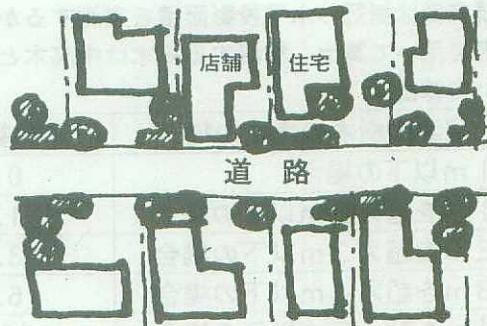
種類別ガイドライン 街路景観軸： 国道4号、国道4号渋民バイパス、国道455号、及び沿道両側の土地

基本方針	玉山イメージの尊重	・「啄木の歌」にあらわされるふるさとのイメージを大切にする。 ・「ふるさとの道」として景観的なゆとりをつくる。
	緑の多い道路	・自然景観の骨格として、人工化を極力さける。 ・生き物の生息に適するように自然の状態を維持し、両側でも花や実のなる木で緑化する。

指針	ゆとりの形成	・街路景観軸に面した建築物は、敷地前面にオープンスペースをとる。
	緑化の促進	・街路に面して、中高木で緑化を行い、花や実のなる木を混植する。
	町並みの形成	・街路に面する近傍の建築物がある場合は、町並みの共通性を形成するよう、建築物の位置、色彩、形状、植栽等に配慮する。



街路景観軸に面した商業施設等の緑化イメージ



生け垣や樹木で連続した町並み形成のイメージ

河川景観軸

- *軸の範囲
- ・河川および両岸の帶状の土地（巾の目安：河川の肩から50m）を含む範囲を対象とする。
- *軸の特徴
- ・河川景観軸は、農山村を基盤とする地域景観において自然景観の骨格を形成する。
 - ・河川は人に季節感や生命感等生きた自然を感じさせる有力な景観である。河川は極力人工化を避け、河川の直近には基本的に農地や緑地を配置する。
- *軸の方向性
- ・建築物を建てる場合は、高さや形状、色彩等で自然と調和するようにする。

(重要河川景観軸)

- ・一級河川北上川、一級河川松川等玉山区全体の地域景観の骨格を形成する河川及び両岸で、玉山区の地域イメージに与える影響が大きい。

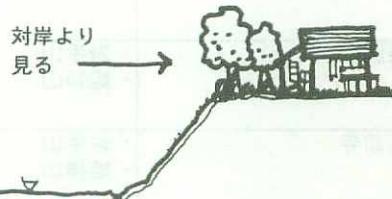
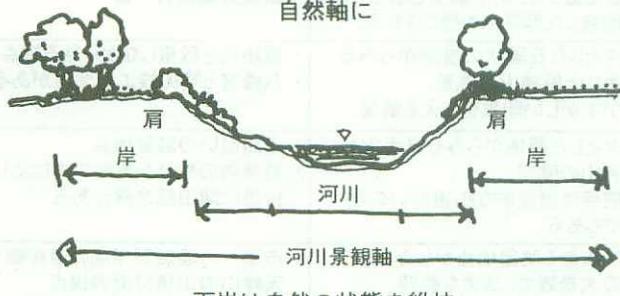
(地域河川景観軸)

- ・各地域における生活に密着した河川及び両岸で、身近な地域景観の快適さに与える影響が大きい。

種類別ガイドライン 河川景観軸：一級河川北上川と一級河川松川の河川敷き及び両岸50m巾の土地

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 ・「ふるさとの川」の景観を保全する。 ・玉山区の景観ブランドとして重視する。
	自然の川の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観の骨格として、人工化を極力さける。 ・生き物の生息に適するように自然の状態を維持し、両岸でも花や実のなる木で緑化する。
指針	高さの抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・河川景観軸内の建築物は低層に抑える。
	緩衝方策	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物と川の間には、農地、緑地、オープンスペース等を配置する。 ・建築物背面に川がある場合は、対岸からみて露出した印象にならないよう、積極的に緑化する。 ・建築物前面に川がある場合は、水辺を活用した修景緑化をする。

河川景観軸は両岸を含んで
自然軸に



もし建築物を建てるときは、
建築物と川の間に緩衝緑化する

眺望景観

*眺望の対象

- ・岩手山と姫神山及び岩洞湖が主な眺望対象であり、その対象を望む眺望地点として重要眺望地点と地域眺望地点に分類した。
- ・重要眺望地点は、玉山区を代表する眺望地点であり、そこからの眺望が損なわれると玉山区全体のイメージに影響を生ずる恐れがある地点である。下表に選定した重要眺望地点(8 地点)を示した。
- ・地域眺望地点は、各地域における生活に密着した眺望で、地域で生活する人にとって快適さや思い出が形成される眺望地点をいう。これについては今後、各地域において地域を代表する眺望地点を選定する。

*眺望の特徴

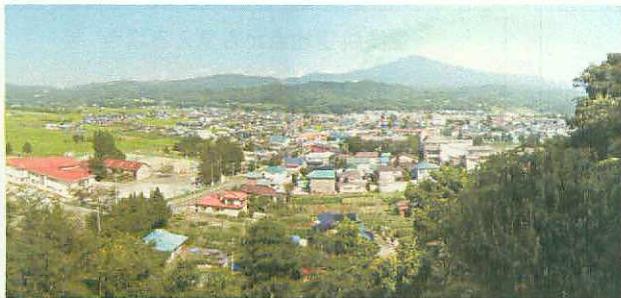
- ・眺望景観、特に山岳や湖の自然眺望は、自然の移り変わりを身边に感じさせる。また山の眺望は、思い出等の心情を重ねる景観もある。特に、ふるさとの山である岩手山や姫神山の眺望には、その傾向がつよくみられる。

*保全の方向性

- ・視点付近や対象を望む視界のなかに建築物等が建設されると眺望が損なわれるので、重要な視点からはふるさとの山の眺望を確保し、景観的配慮をする。また眺望確保のために、視点場の環境整備も重要になる。

重要眺望地点リスト

重要眺望地点名	眺望対象	眺望の特徴	視点場の特徴
①夜更森緑地	・姫神山 (岩手山)	・眼下に好摩の町を見て、姫神山を望む。町と山の融合した眺望。 ・現状では岩手山が見えにくい。	・都市公園内の展望台(高台) ・森崎稻荷神社 ・緑地内に啄木歌碑がある ・新奥の細道の一部
②川崎緑地	・姫神山	・北上川沿いの農村を見越して、姫神山を望む。松川の流れが眺望に奥行き感を与えている。 ・国道4号沿いの諸施設を見下ろす。	・都市公園内の展望台(高台) ・展望台に啄木歌碑がある ・展望台の点状タイプ ・新奥の細道の一部
③渋民公園	・岩手山 (姫神山)	・大きな啄木歌碑と共に岩手山を望む。この眺望は、歌碑と近くの北上川や鶴飼橋が一体となり、独特の雰囲気を感じさせる。 ・現状では姫神山が見えにくい。	・都市公園内の歌碑付近 ・玉山区の中心部に位置する観光地点 ・新奥の細道の一部で、鶴飼橋が近い ・視点は啄木歌碑と一緒にになっている
④渋民緑地 (愛宕山)	・岩手山	・眼下に渋民の町を見て、岩手山を望む。町と山の融合した眺望。 この眺望は、隣接する愛宕神社の存在もあって、町や歴史と岩手山が融合した雰囲気を感じさせる。	・都市公園内の展望台(高台) ・愛宕神社 ・展望台に啄木歌碑がある ・新奥の細道の一部
⑤柴沢	・岩手山 ・姫神山	・広々とした丘陵状の農地からみる岩手山と姫神山の眺望。 すがすがしい印象を与える眺望。	・農地内を散策しながら見る視点 ・八幡宮と開田竣工記念碑がある
⑥門前寺	・岩手山 ・姫神山	・広々とした農地からみる岩手山と姫神山の眺望。 門前寺は歴史的な街道沿いの場所でもある。	・道路沿いの眺望地点 ・集落内の開けた農地の中にあり、付近に開田記念碑がある
⑦天峰山及びその付近	・岩手山 (岩洞湖) (姫神山)	・高度のある眺望地点からみる岩手山の大景観で、雄大な眺望。 ・天峰山の山頂付近からは岩洞湖と姫神山も望見できる。	・市道一の渡岩洞湖線の道路脇や天峰山の山頂付近の視点 ・パラグライダー等の観光性も高い ・山頂付近には薬宝院がある
⑧岩洞湖レストハウス付近	・岩洞湖 ・岩手山 ・姫神山	・岩洞湖を見越して岩手山と姫神山を望む。季節変化が美しい眺望。 岩手山と姫神山がそろって見える。	・湖畔の道路や岩洞湖レストハウス付近一帯が視点場。冬季は氷結した湖面からも岩手山が見える



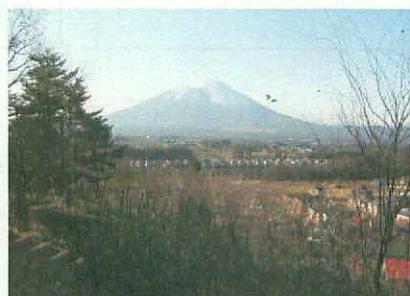
①夜更森緑地



②川崎緑地



③渋民公園



④渋民緑地（愛宕山）



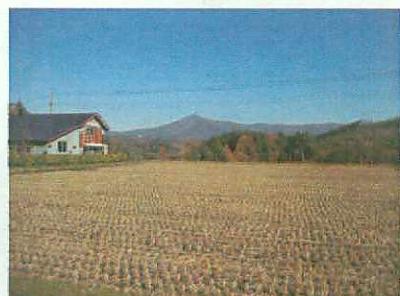
⑤柴沢（岩手山方向）



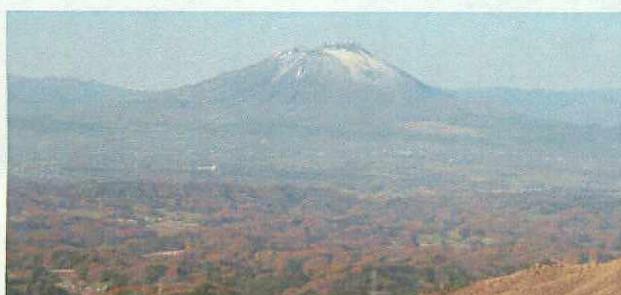
（柴沢：姫神山方向）



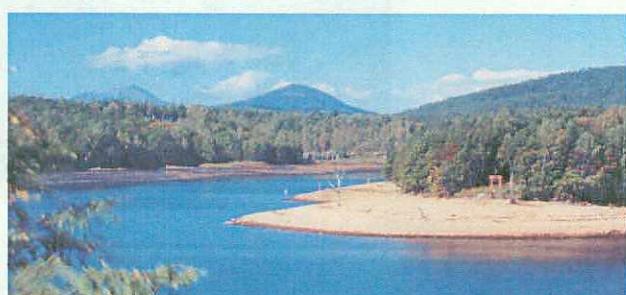
⑥門前寺（岩手山方向）



（門前寺：姫神山方向）



⑦天峰山及びその付近

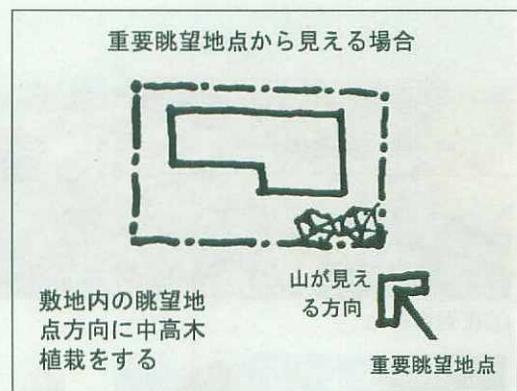
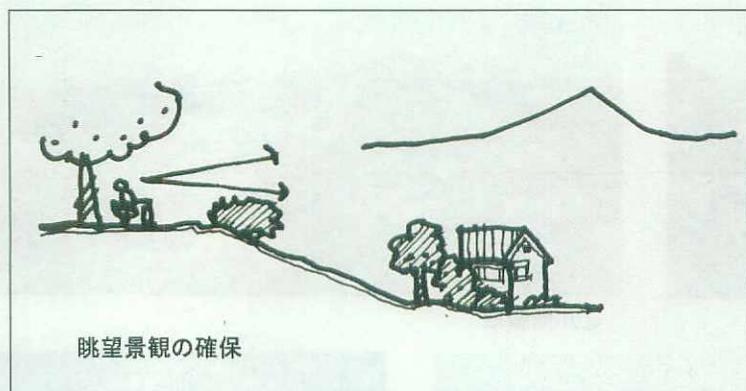


⑧岩洞湖レストハウス付近

種類別ガイドライン 跳望景観：

重要眺望地点：夜更森緑地、川崎緑地、渋民公園、渋民緑地（愛宕山）、柴沢、門前寺、天峰山及びその付近、岩洞湖レストハウス付近。

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> 「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 「ふるさとの山」として景観的なゆとりをつくる。 玉山区の景観ブランドとして重視する。
	重要な眺望対象	<ul style="list-style-type: none"> 岩手山や姫神山、岩洞湖は玉山区のふるさと景観を代表するものとして重要な景観対象とする。 重要な眺望対象を望む視点場からの眺望を保全する。
	眺望地点	<ul style="list-style-type: none"> 重要眺望地点として、玉山区を代表する地点を選定する。 地域眺望地点として、地域や集落を代表する地点を今後各地域で選定する。
指針	眺望地点近傍での建築物	<ul style="list-style-type: none"> 眺望地点近傍の建築物は、視点場からの眺望を阻害しないように建築規模や配置、意匠に景観的配慮をする。 眺望地点に隣接する土地の建築物は、視点場から眺望を楽しむ人にとって、快適な環境を提供できるように配慮する。
	眺望対象地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 眺望地点から重要眺望対象地である姫神山を中心とした一連の山並みを保全するため、大規模な建築物、大規模な工作物、土地形質の変更等を抑制する。

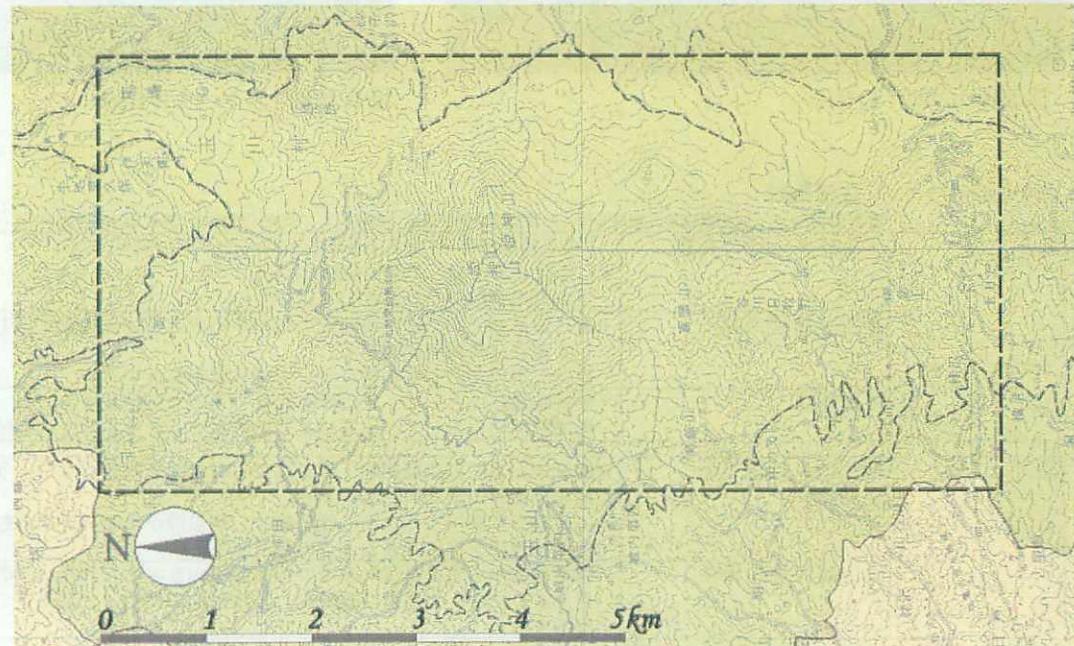


*眺望対象地（姫神山の山稜景観）

- ・姫神山は住民に最も身近で親しみのある山岳眺望であり、林業や農畜産業が行われて、登山やパラグライダー等で利用され、自然的な活用がなされている。
- ・重要眺望地点からみる姫神山は、天峰山から姫神山山頂や高木長嶺を含む一連の山並みの山稜であり、この一連の山並みを保全対象に定める。



(柴沢からの姫神山の眺望)



II-4 関連行為別ガイドライン

工作物等

- *適用の対象
 - ・煙突、柱、広告塔、高架水槽、擁壁、遊戯施設、プラント、ガス等の貯蔵施設、ゴミ処理施設、立体駐車施設、電線路、記念碑、自動販売機、屋外照明、サーチライトがこのガイドラインの適用対象である。
- *景観の特徴
- *景観配慮の方向性
 - ・工作物等は、景観的にみて、人工的な印象を与えるものが多い。
 - ・工作物景観の人工的な傾向を極力弱めて、自然との調和を促進するよう配慮する。
 - ・自動販売機や屋外照明及び大容量光源（サーチライト）も景観への配慮を重視する。

関連行為別ガイドライン 工作物等

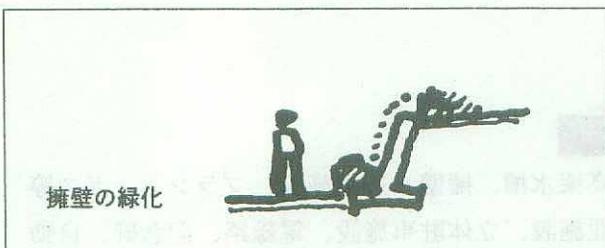
基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・「啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 ・自然に溶け込んだふるさと景観をつくる。 ・極力、高い工作物を避ける。
	自然との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい工作物は周りの自然的な景観に溶け込ませるようにする。 ・既存樹木を保全し、景観の落ち着きを継承すること。
	ゆとりの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路や隣地からゆとりをもった配置にする。 ・緑化を行うためのゆとりを確保する。 ・周りの道路からみて、圧迫感を与えないように位置や意匠、緑化の工夫をする。

煙突/柱/広告塔/高架水槽/擁壁/遊戯施設/プラント/ガス等貯蔵施設/ゴミ処理施設/立体駐車施設/電線路/記念碑

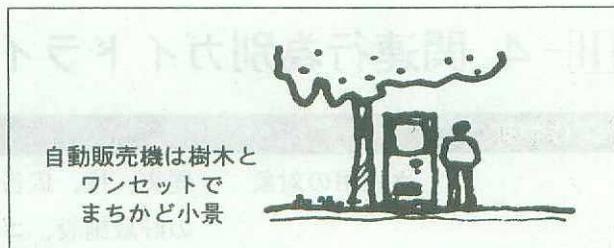
指針	工作物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の高さは低層に抑える。（機能上やむを得ない場合を除く。）
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外構部や周辺を緑化する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止色を基調色として使わない。 ・自然景観と調和する色彩とする。
	広告看板	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物に付帯する広告看板は極力抑制する。
	(街路景観軸に面する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン(街路景観軸)参照
	(河川景観軸に面する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン(河川景観軸)参照
	(眺望地点の近傍又は眺望内に位置する場合)	<ul style="list-style-type: none"> *種類別ガイドライン(眺望景観)参照
	(近傍に景観資源がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍に景観資源がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資源の価値を引き立てるような景観的配慮をする。

自動販売機/屋外照明/大容量光源(サーチライト)

指針	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は独立させず、極力、緑陰やベンチ、掲示板等と組み合わせ、まちかどの小景を形成するようにして設置する。 ・外観のデザインや色彩の調和等景観的な配慮をする。
	屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> ・星空の美しさを阻害しないよう、街灯の光は下向きにし上方光束は避ける。
	大容量光源(サーチライト)	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のサーチライトは設置しない。



擁壁の緑化



自動販売機は樹木と
ワンセットで
まちかど小景

屋外における物の集積又は貯蔵

鉱物の掘採又は土石の採取

土地の形質の変更（駐車場を含む）

*適用の対象

- ・屋外における物の集積又は貯蔵としては、建築資材やコンテナの野積み等が対象である。

- ・鉱物の掘採又は土石の採取は、御影石等の切り出しが該当する。

- ・土地の形質の変更は、宅地造成や駐車場等が対象である。

*景観の特徴

- ・物の集積や鉱物の掘採等、あるいは土地の形質の変更は、いずれも目立ちやすく、自然との調和という観点から、景観の阻害要因となりやすい傾向がある。

*景観配慮の方向性

- ・いずれも目立つ場所にあると景観阻害の要因となりやすいので、規模を抑えるとともに、緑化等で修景し、事後の自然回復が重要である。

関連行為別ガイドライン 屋外における物の集積又は貯蔵 高さ3mを超えるもの又は面積300m²を超えるもので、60日を超える集積等。

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 ・自然に溶け込んだふるさと景観をつくる。 ・農業目的の堆積は規制対象外。
	景観阻害の排除	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観を阻害するものは、植栽等で見えないようにする。

指針	規模の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・集積の高さや面積を抑制する。 (指針数値:高さ5m以下、かつ面積1000m²以下。)
	樹木等で修景	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの道路からみて、不快感を与えないように、緑化等により修景する。

関連行為別ガイドライン 鉱物の掘採又は土石の採取 土地の面積が1000m²を超えるもの。

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 ・自然に溶け込んだふるさと景観をつくる。
	自然の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・掘採又は土石の採取の後、自然に回復させる。

指針	修景	<ul style="list-style-type: none"> ・掘採又は土石の採取の場所が道路等から見えないよう樹木または塀等で修景する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は、周辺の植生と調和した緑化等で自然を復元する。

関連行為別ガイドライン 土地の形質の変更 土地の面積が1000m²を超えるもの。駐車場を含む。

基本方針	玉山イメージの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・啄木の歌にあらわされるふるさと」のイメージを大切にする。 ・自然に溶け込んだふるさと景観をつくる。
	自然の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ現在の地形や緑を残す。

指針	造成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長大なり面や擁壁が生じないように造成する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等では積極的な中高木緑化をする。(緑化により空間を分節する) ・法面や擁壁の緑化をする。

II-5 景観資源

景観資源

- ・地域景観の特徴は、そこにある目立つ事物やそこにしかない事物によって特徴づけられることが多い。地域資源とは、このように地域景観の特徴を形成するランドマークや場所の歴史を宿す物や事を言う。
- ・景観資源には地域の人の意識が集中する傾向があり、人々が好む景観資源が損なわれると残念に思う人が多く、場合によると気持ちが傷つけられることも起こる。
- ・景観資源は、失われれば勿論、例えば隣りの建築物も建て方によっては景観的に景観資源を損なう場合もある。
- ・ふるさと景観を大切にするためには、地域資源の意味を再発見し、皆で守り、維持管理することが基本である。近傍に建築物を建設するときは、十分な景観的配慮が求められる。

*重要景観資源

- ・重要景観資源は、玉山区を代表するランドマークや文献等で評価された景観資源である。これが損なわれると玉山区の全体的なイメージに影響を及ぼす可能性がある。
- ・ここでは、現在の段階で重要と考えられる景観資源を選定した。

*地域景観資源

- ・地域景観資源は、地域や集落における生活に密着した景観資源で、地域で生活する快適さやふるさと景観の形成に役立つものを言う。ふるさと景観を構成する重要な要因であり、今後各地域で選定していく。
- ・ここでは、今後各地域で選定していくための参考例を示した。

*景観資源の分類

- ・自然景観資源は、河川や湖あるいは樹林樹木等、地域の自然景観の特徴を形成するものである。また、山岳景観は主に眺望的な価値で評価したため風致景観資源として分類した。重要景観資源としては地域景観の骨格をなす河川や保存樹木等を選定した。
- ・歴史景観資源は、史跡・遺跡、天然記念物、建造物等の文化財的な価値が認められるものに、神社や寺院等を加えて対象にした。そのうち、指定文化財や玉山区を代表すると考えられるものを重要景観資源とした。
- ・文化景観資源は、昔話や場所等に関する伝聞あるいは信仰や生活文化を今に伝える事物を対象とした。意味を知らずに見るとただの風景だが、その意味を知って見ると価値を感じられるような資源である。特に姫神山と石川啄木に関する文化景観でまちづくりや観光等地域イメージの形成に重要なものを重要景観資源とした。

・風致景観資源は、眺望と散策路がある。眺望は眺める対象（山や湖）だけでなく、視点場との関係で資源性が生ずる。散策路も道そのものだけでなく、周りの眺望や林等との関係を含めて資源性がある。視点と対象の関係にひろがりがあるのが風致景観資源の特徴だ。共に心情に働きかける傾向があり、地域イメージに寄与するところが大きい。特に玉山区を代表する重要な眺望を重要景観資源とした。

重要景観資源リスト

種類		名称※1
自然景観資源	河川	
	1級河川北上川	
	1級河川松川	
	湖・ダム等	
	岩洞湖	
	外山ダム	
	四十四田ダム	
	湧水 (カッコ内は所在地)	
	生出湧口	
	小出湧口	
公園・広場等	自然公園	外山早坂高原県立自然公園
		渋民公園*
		渋民運動公園
		Sakura Park 姫神
		グリーンパーク日戸
		柳平水辺公園
		外山森林公園
	樹林樹木 (カッコ内は所在地)	
	一本杉(姫神山)	
	スギ(姫神嶽神社)	
歴史景観資源	特徴ある動植物の生息地 (カッコ内は生息生地)	
	アカマツ(山ノ神)	
	ケヤキ(八幡神社)	
	門前杉(常光寺)	
	コウヤマキ(西福院)	
	白鳥(蛇沼)	
	ミズバショウ(笠崎付近)	
	史跡・遺跡	奥州道中
		新塚一里塚 (県指定文化財)
		渋民一里塚跡
		笛平一里塚
		末崎川一里塚 (県指定文化財)
		毘沙門堂平一里塚 (県指定文化財)
		塚の沢一里塚 (県指定文化財)
		大橋一里塚 (県指定文化財)
		乙女石一里塚
		明神山一里塚
建造物	天然記念物	
	永井古墳	
	一字一石一礼供養塔 (市指定文化財)	
	玉山館 (市指定文化財)	
	日戸館	
	下田館	
	玉山のシダレアカマツ (県指定文化財)	
	建物	旧渋民尋常小学校* (市指定文化財)
		旧斎藤家* (市指定文化財)
社寺等 (カッコ内は所在地)	神社等	巻堀神社(巻堀)
		駒形神社*(芋田)
		愛宕神社(愛宕)
		滝沢神社(石羽根)
		鍬形神社(前田)
		姫神嶽神社*(館)
		山谷川目十一面觀音堂*

種類		名称※1
文化景観資源	姫神山の山岳文化景観	日戸八幡神社（日戸） 外山神社（外山） 西福院*（赤坂） 小野松観音堂*（小野松） 水天宮（藪川）
		寺院 宝徳寺*（渋民） 東榮寺（一笠） 常光寺*（日戸）
		巨石 (巨石を持つ山等) 姫神山 つくし森 越ヶ岳 天狗森 笠ヶ岳 鳶頭山 乙女石山 日戸つるさび石 明神山 堀切山 賽の神山
		金山伝聞地 北姫金山 笠ヶ岳金山 三本境金山 岩玉金山 姫神金山 八枚金山（玉山金山） 大二子金山 日影沢金山 小田沢金山 大平金山 駒木金山 山屋金山 金追金山 祝沢金山 乙女石金山
		山岳文化の祠・神社 熊野神社・本宮神社* 石羽根神社 ほこだて神社 笠詰神社 水石神社 小姫神神社 清水神社 若宮神社 薬師神社
		観音信仰に関連する場所 (カッコ内は旧名称又は祭祀対象) 駒形神社*（芋田叢前観音堂） 門前寺* 西福院* 小野松観音堂* 本宮神社*（姫神大権現） 玉東山筑波寺跡（姫神前立十一面觀音） 姫神嶽神社*（玉山觀音堂） 山谷川目十一面觀音堂*（実徳寺山谷川目觀音堂） 常光寺*（日戸觀音堂）
		姫神山登山道 登山道（姫神山一本杉コース） 登山道（姫神山城内コース） 登山道（姫神山田代コース）
		清水 (カッコ内は所在地) 一本杉清水（姫神山一本杉コース） 清水（姫神山城内コース）

種類		名稱※1
石川啄木の文化景観	啄木に関連する場所 (カッコ内は所在地) （アルファベット「玉山区建築景観ガイドライン配置図（拡大図1：巻堀～渋民）」、-啄木歌碑のアルファベットに対応）	宝徳寺* 常光寺* 石川啄木記念館 旧齊藤家* (市指定文化財) 旧渋民尋常小学校* (市指定文化財) 好摩駅 寺堤緑地 渋民緑地（愛宕山）* 鶴飼橋 平田野 A.歌碑（渋民公園） B.歌碑（渋民小学校） C.歌碑（姫神ホール） D.歌碑（石川啄木記念館） E.歌碑（宝徳寺） F.歌碑（寺堤緑地） G.歌碑（渋民緑地） H.歌碑（館石川付近） I.歌碑（川崎緑地） J.歌碑（夜更森緑地） K.歌碑（好摩小学校） L.歌碑（好摩駅） M.歌碑（渋民駅） N.歌碑（啄木団地）
地域の文化景観	伝承・伝聞 清水 民俗	岩手森（刈屋） 送仙山・三峰山（永井） 愛宕清水 玉山神楽 (市指定文化財) 日戸神楽 (市指定文化財) 桑畠七ツ踊 (市指定文化財) 外山駒踊り (市指定文化財)
風致景観資源	散策路・霧囲気のある道 (カッコ内は所在地)	新奥の細道（渋民駅-渋民緑地-夜更森緑地等） 鹿角街道 市道一の渡岩洞湖線（岩洞湖北側）
	重要眺望地点 (カッコ内は主な眺望対象)	夜更森緑地(→姫神山) 川崎緑地(→姫神山) 渋民公園* (→岩手山) 渋民緑地（愛宕山）*(→岩手山) 天峰山及びその付近(→岩手山) 道路（線状視点） 界隈（面状視点）
	眺望対象地	岩洞湖レストハウス付近(→岩洞湖/姫神山/岩手山) 柴沢(→姫神山/岩手山) 門前寺* (→姫神山/岩手山) 姫神山

※1 景観資源の名称のうち*印の資源はリスト内で重複しているものを指す。

地域景観資源リスト（今後、地域で選定していくための参考例）

種類		名称	
自然景観資源	河川	生出川 その他、国土地理院地形図（5万分の1）記載の河川	
		下田上堰用水路	
		外山ダム上流の溪流	
		逆川堰堤	
	湖・ダム等	館石川の滝	
		湧水（野中）	
	公園・広場等	（各地域ごとで選定）	
		（各地域ごとで選定）	
	樹林樹木 特徴ある動植物の生息地 (カッコ内は生息生地)	スズラン等（姫神山）	
		山菜：ワラビ等（玉山牧場付近）	
		ソバ（蛇塚）	
歴史景観資源	埋蔵文化財包蔵地		
	建造物	建物 高田屋旅館 旧玉山村巻堀出張所（元林業試験所） JA新岩手農業倉庫 (→別添資料「近代和風調査」H18年度等を参照のこと)	
	茅葺屋根の民家 (曲屋・その他直屋等)	(今後認定)	
	社寺等 (カッコ内は所在地)	神社等 千手觀世音（寺林） 八幡神社（馬場） 稻荷神社（馬場） 八幡宮（上武道） 八幡神社（牡丹野） 白山神社（好摩） 森崎稻荷神社（好摩） 稻荷神社（生出） 稻荷神堂（生出） 正位稻荷大明神（生出） 八幡宮（柴沢） 卯子酉神社（柴沢） 八幡宮（松島） 駒形神社（寺沢） 妙見神社（狐沢） 桂沢神社（小沢） 龍神堂（天峰山） 水天宮（藪川） 毘沙門堂（藪川） 住吉神社（藪川） 春日明神（館）	
文化景観資源	姫神山の山岳文化景観		
	石川啄木の文化景観		
	地域の文化 景観	伝承・伝聞 盛岡藩公献上鮭採場の祠と岩（門前寺） 墓碑（寺林） 石祠（元好摩） 耕地整理記念碑（元好摩） 石碑（野中） 墓碑（野中）	

種類		名称
		開田竣工記念碑（柴沢） 明治天皇小休之碑（門前寺） 墓碑（山谷川目） 石碑（釘の平） 日戸牧野組合 50 周年碑と石群（日戸） 石碑/祠（山屋沢目） 墓碑（桑畠） 外山節発祥の地 記念碑（外山）
	祠	祠 1 (元好摩) 祠 2 (中塚) 祠 3 (上山) 祠 4 (石花) 祠 5 (芋田) 祠 6 (文化会館裏) 祠 7 (寺沢) 祠 8 (寺沢) 祠 9 (越戸) 祠 10 (門前寺)
	清水 (カッコ内は所在地)	清水 (上武道付近)
風致景観資源	散策路・霧囲気のある道 (カッコ内は所在地)	桜並木 (渋民駅～国道4号線) つづら折りの道 (天峰山) 市道好満永井沢線 (好満沢付近)
眺望地点 (カッコ内は主な眺望対象)	地点 (点状視点)	鶴飼橋 (→一級河川北上川/岩手山/姫神山) 一本杉キャンプ場 (→岩手山) 姫神山山頂 (→北上川/岩手山/奥羽山脈)
	道路 (線状視点)	国道4号 盛岡市立巻堀小学校付近 (→岩手山) 国道4号 沢田付近 (→岩手山) 県道282号線跨線橋 (→姫神山/岩手山) 渋民運動公園西側 (→姫神山/岩手山) 玉山牧場西側 (早池峰山/兜明神山)
	界隈 (面状視点)	牛転 (→姫神山/岩手山) 小野松山 (→岩手山) 岩洞湖西側 (→岩洞湖) 早坂高原 (→姫神山/岩手山)
	眺望対象地	(各地域ごとで選定)

資料

玉山区建築景観ガイドライン

重要眺望地点一覽

重要眺望地点の詳細

重要眺望地点リスト

眺望地点 (カッコ内は 主な眺望対象)	抽出根拠				アンケートのコメント	種類			
	資料等※1		アンケート			回答 者数	地 点	道 路	
	A	B	C	D					
①夜更森緑地 (→姫神山)	○	○			・好摩の展望が素晴らしい。 ・稻荷山からの展望。 ・360度展望できるようにして欲しい。	3	○		
②川崎緑地 (→姫神山)	○	○			・眺望が素晴らしい(松川/水田/姫神山)。	7	○		
③渋民公園 (→岩手山)	○	○	○	○	・啄木歌碑付近からの岩手山の眺望が良い。 ・眺望は、岩手山、北上川、啄木歌碑の3点セットになっているよう。 ・自慢。	8	○		
④渋民緑地(愛宕山) (→岩手山)	○	○	○	○	・眺望が良い	1	○		
⑤柴沢 (→姫神山/岩手山)			○	○	・ここからは東に姫神山、西に岩手山が裾野まで見ることができ、真冬の眺めは最高。 ・岩手山の眺望が素晴らしい。 ・岩手山・姫神山の見晴らしが良い。 ・岩手山・姫神山が前後にそびえ、晴れた日には清々しい気持ちになる。 ・岩手山・姫神山とも景観が良い。	6		○	
⑥門前寺 (→姫神山/岩手山)			○	○	・ここから見た岩手山は素晴らしい。最高。 ・岩手山の眺望が素晴らしい。 ・この道路から眺める岩手山の眺望は最高。電線が気になるが。 ・岩手山・姫神山の見晴らしが良い。	6	○		
⑦天峰山及びその付 近 (→岩手山)	○	○		○	・ここから眺める景観は素晴らしい。 ・天峰山から見た景観は玉山区の自慢。 ・天峰山から見た玉山区。 ・絶景が広がる。岩手山も素晴らしい。 ・よこながねから望む景観(岩手山・姫神山等)は広々としていて季節ごとの移り変わりがとても見事で美しい。 ・岩手山、盛岡の夜景が素晴らしい。 ・ここから眺める岩手山や夕日がとても美しい。 ・秋の夕暮れは、一面ジュークを敷いたようで感動した。	15		○	
⑧岩洞湖レストハウス付近 (→岩洞湖/姫神山/ 岩手山)				○	・岩手山と姫神山のそろった姿を見ることができる。	3	○		

※1 表右欄の「抽出根拠-資料等」の内容は以下のとおり。

- A 「啄木のふるさと玉山散策マップ」盛岡市
- B 太田忠雄著「啄木浪漫地図」渋民商工婦人部メックの会、1996
- C 「姫神山の文化」姫神物語研究所、1998
- D 「渋民の宝・地域資源マップ」盛岡市

※2 表右欄の「アンケート」の○印のついた資源は、「玉山区の景観についてのアンケート」(2006.8実施)の「問7、問8」で好ましい景観として回答された資源を指す。

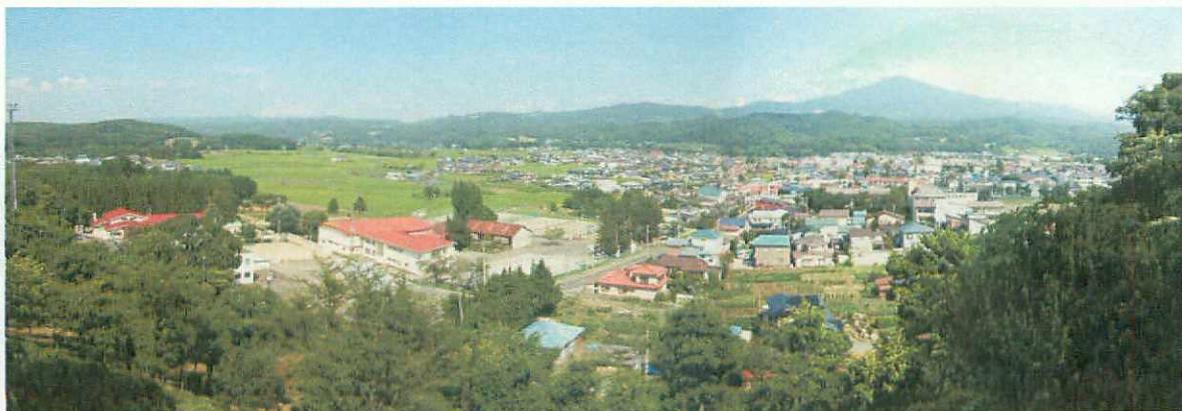
次頁以降の「眺望地点位地図」の凡例

・地点(点状視点)

・道路(線状視点)

・界隈(面状視点)

①夜更森緑地からの眺望



夜更森緑地（姫神山方向）



眺望地点位置図

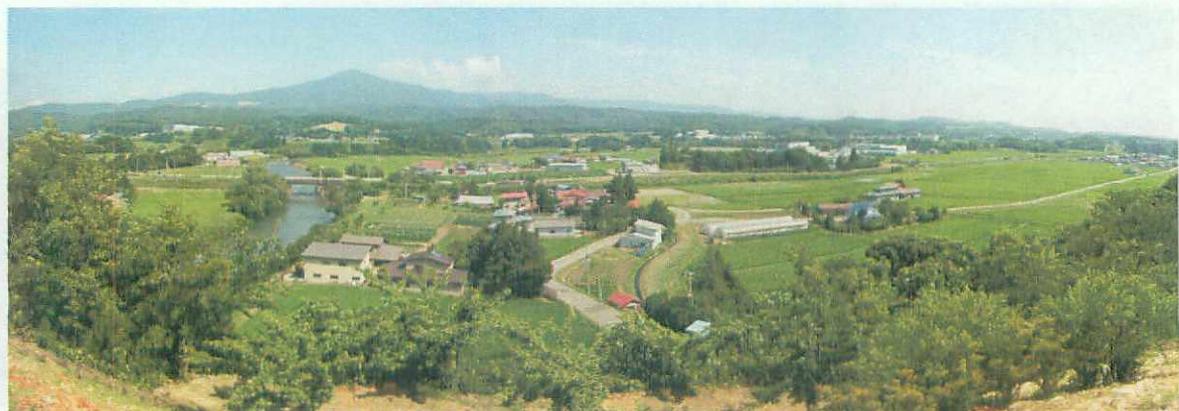
アンケートのコメント

- ①夜更森緑地
- ・好摩の展望が素晴らしい。
 - ・稲荷山からの展望。
 - ・360度展望できるようにして欲しい。
(回答者数: 3)

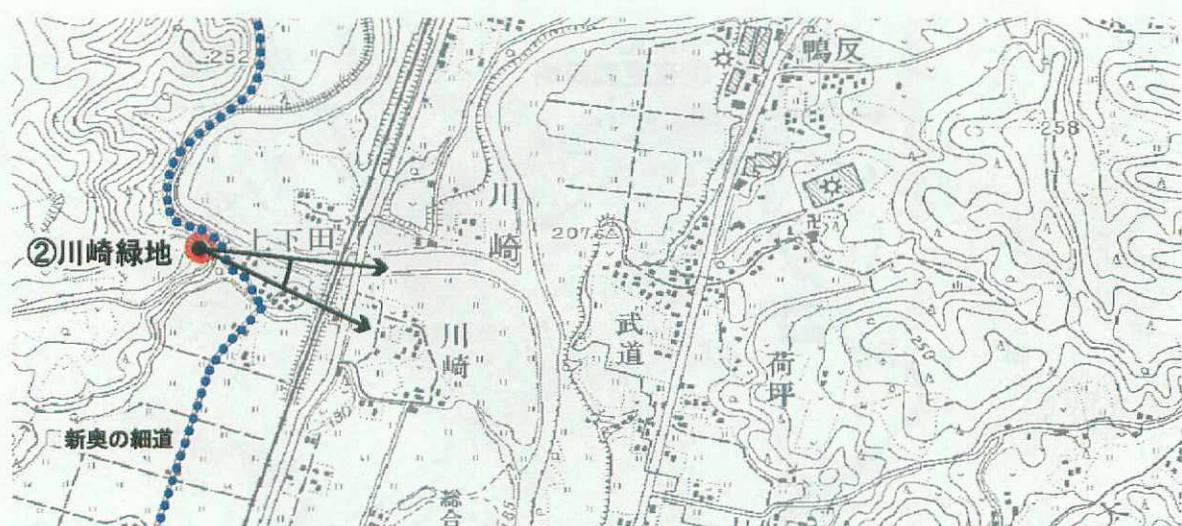


岩手山方向の眺望

②川崎緑地からの眺望



川崎緑地（姫神山方向）



眺望地点位置図

アンケートのコメント

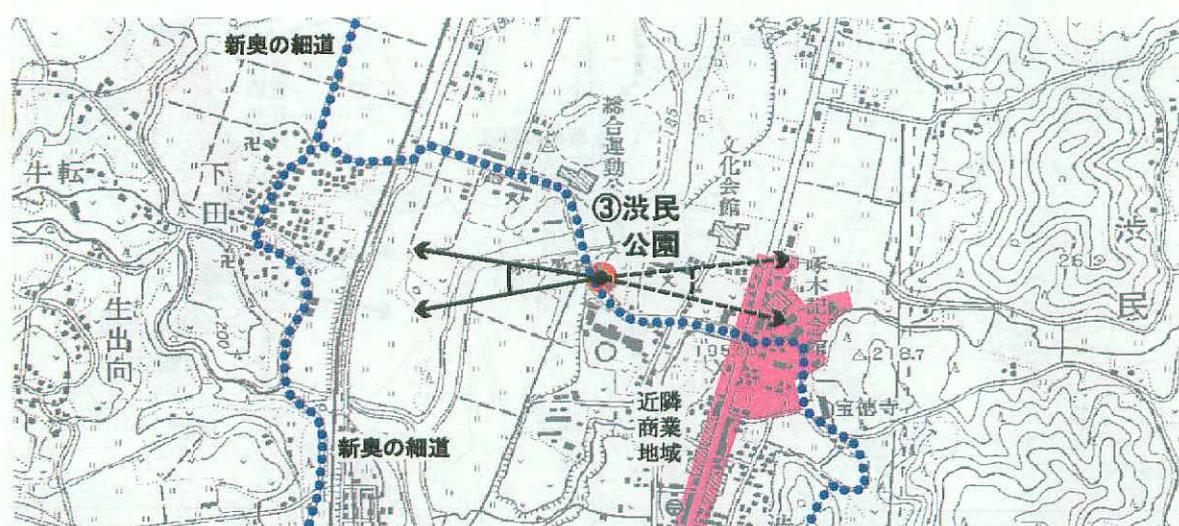
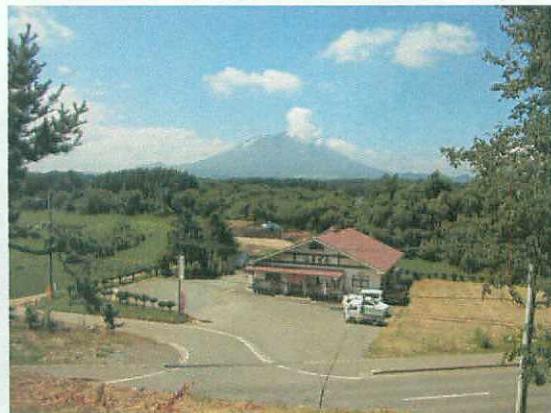
②川崎緑地

- ・眺望が素晴らしい（松川/水田/姫神山）。
- （回答者数：7）

③渋民公園からの眺望



渋民公園（岩手山方向）

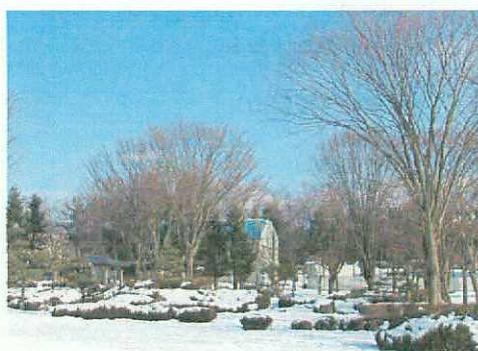


眺望地点位置図

アンケートのコメント

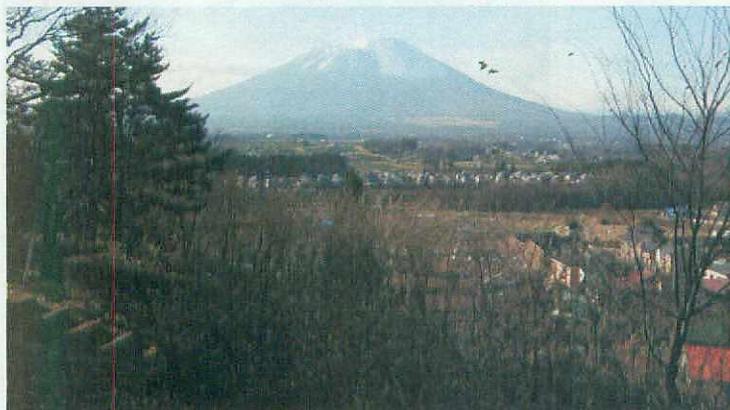
③渋民公園

- ・啄木歌碑付近からの岩手山の眺望が良い。
 - ・眺望は、岩手山、北上川、啄木歌碑 の3点セットになっているよう。
 - ・自慢。
- (回答者数：8)

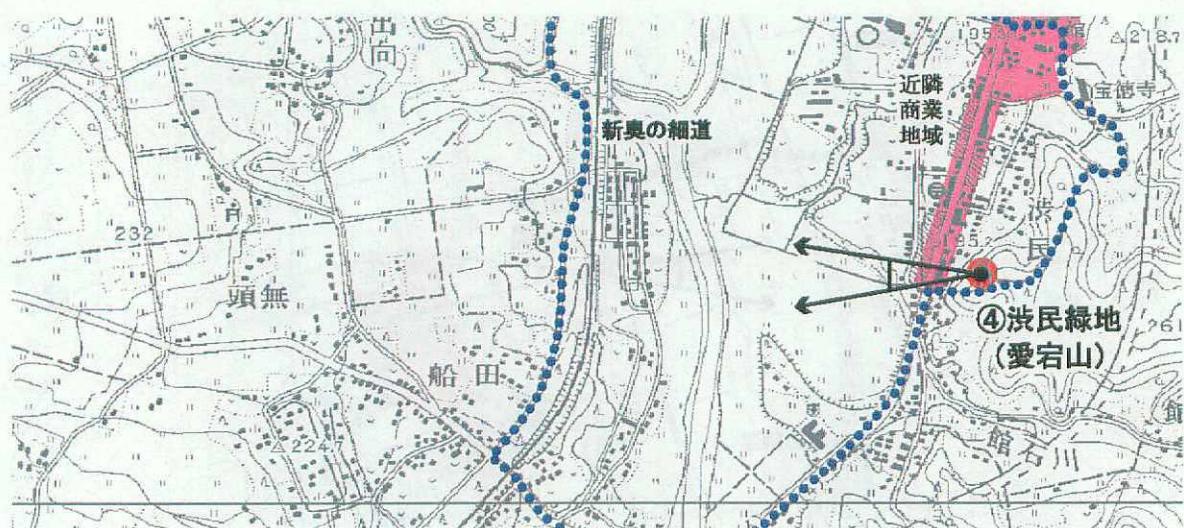


姫神山方向の眺望

④渋民緑地（愛宕山）からの眺望



渋民緑地（愛宕山）（岩手山方向）

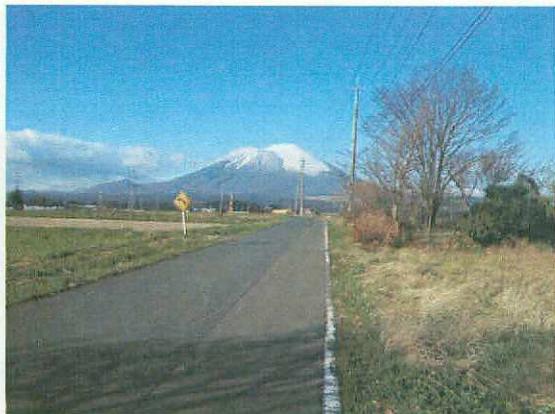


眺望地点位置図

アンケートのコメント

- ④渋民緑地（愛宕山）
・眺望が良い
(回答者数：1)

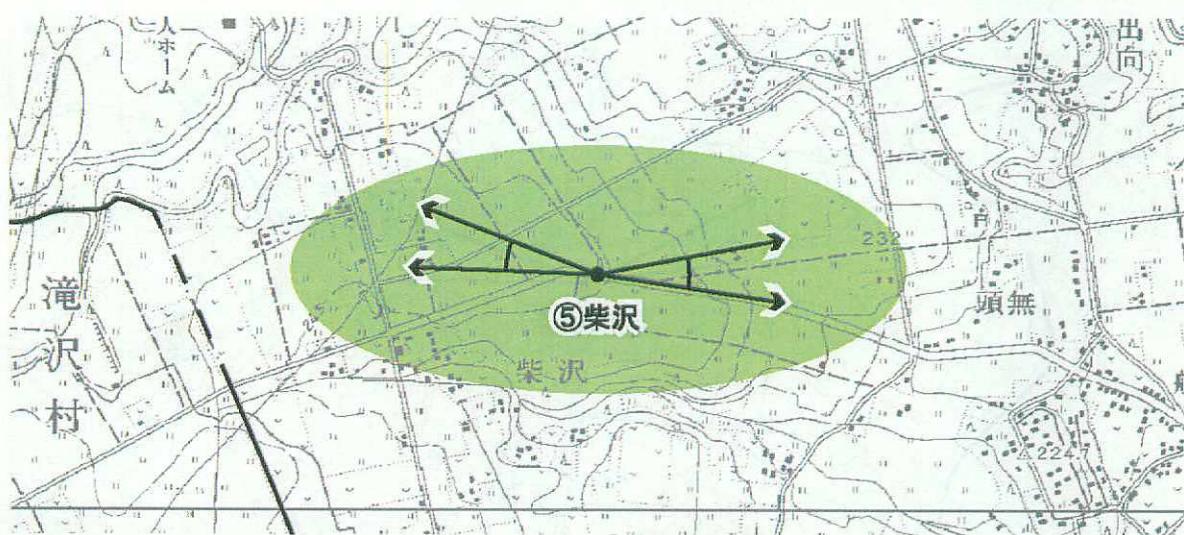
⑤柴沢からの眺望



柴沢（岩手山方向）



（姫神方向）



眺望地点位置図（八幡宮付近）

アンケートのコメント

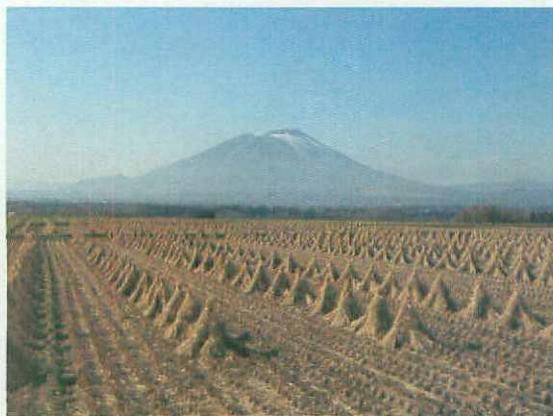
⑤柴沢

- ・ここからは東に姫神山、西に岩手山が裾野まで見ることができ、真冬の眺めは最高。
 - ・岩手山の眺望が素晴らしい。
 - ・岩手山・姫神山の見晴らしが良い。
 - ・岩手山・姫神山が前後にそびえ、晴れた日には清々しい気持ちになる。
 - ・岩手山・姫神山ともに景観が良い。
- （回答者数：6）

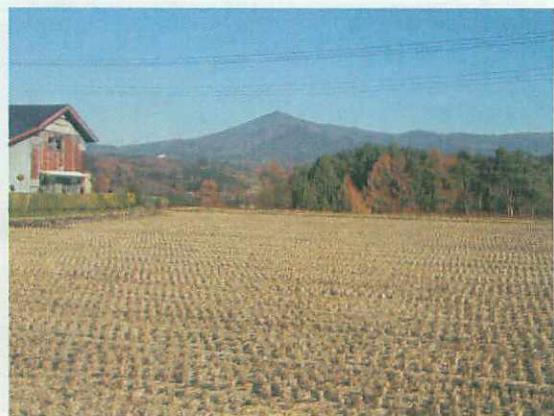


眺望地点：八幡宮付近

⑥門前寺からの眺望



門前寺（岩手山方向）



（姫神山方向）



眺望地点位置図（開田記念碑付近）

アンケートのコメント

⑥門前寺

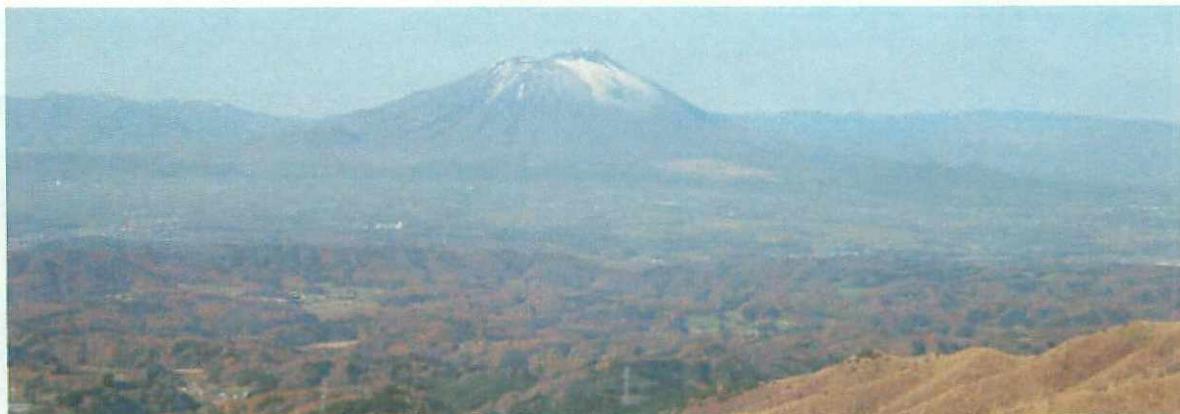
- ・ここから見た岩手山は素晴らしい。最高。
- ・岩手山の眺望が素晴らしい。
- ・この道路から眺める岩手山の眺望は最高。電線が気になるが。
- ・岩手山・姫神山の見晴らしが良い。

(回答者数：6)

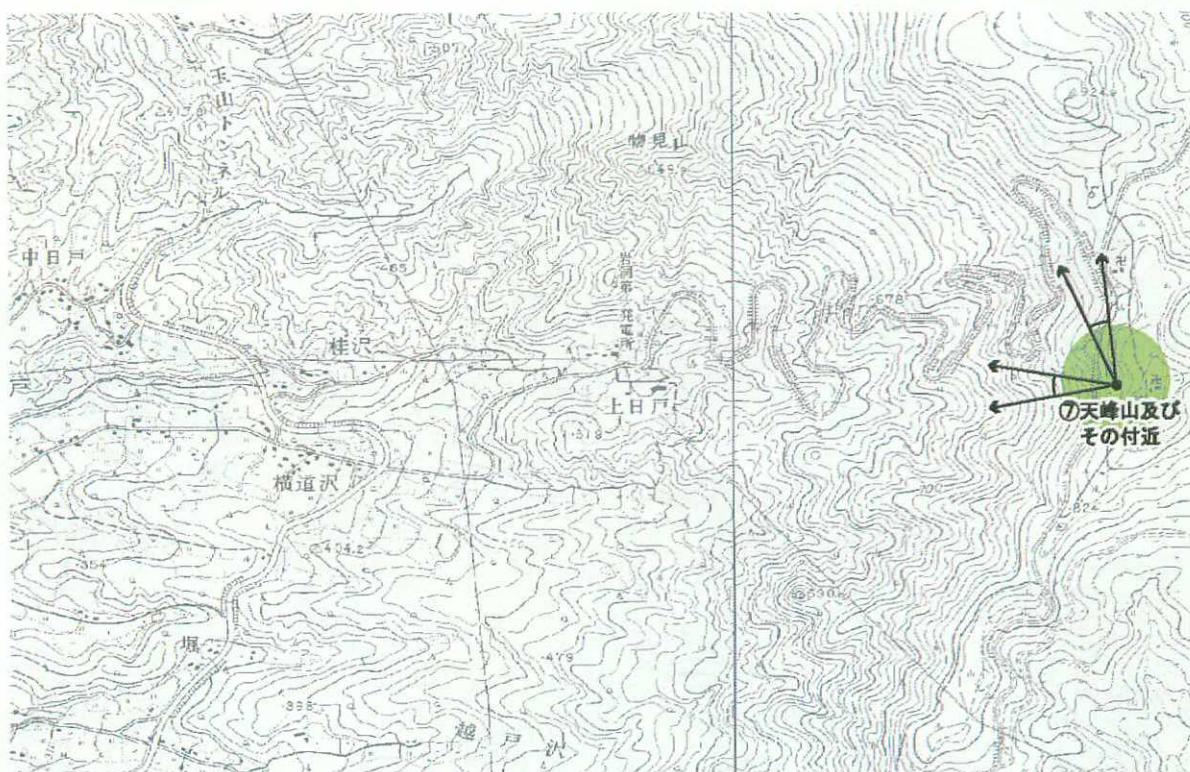


眺望地点：開田記念碑付近

⑦天峰山及びその付近からの眺望



天峰山（岩手山方向）



眺望地点位置図

アンケートのコメント

⑦天峰山

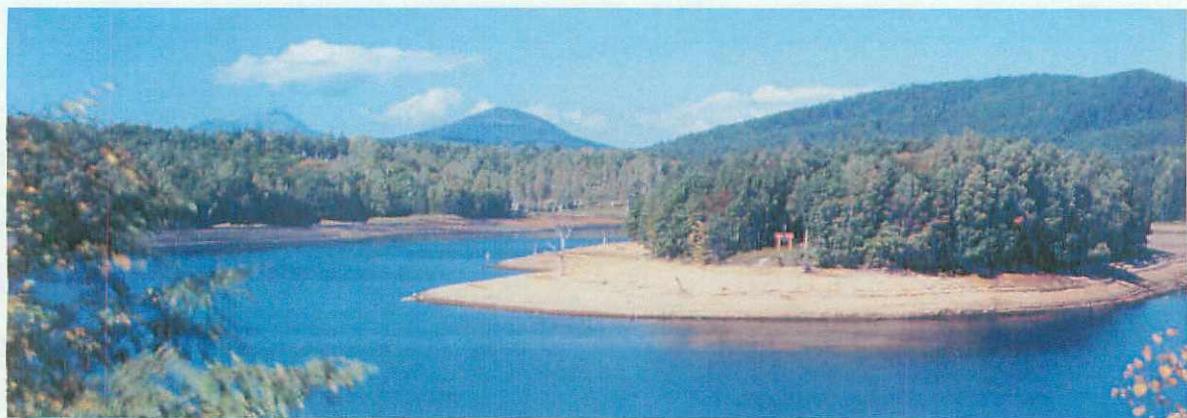
- ・ここから眺める景観は素晴らしい。
- ・天峰山から見た景観は玉山区の自慢。
- ・天峰山から見た玉山区。
- ・絶景が広がる。岩手山も素晴らしい。

・よこながねから望む景観（岩手山・姫神山等）は広々としていて季節ごとの移り変わりがとても見事で美しい。

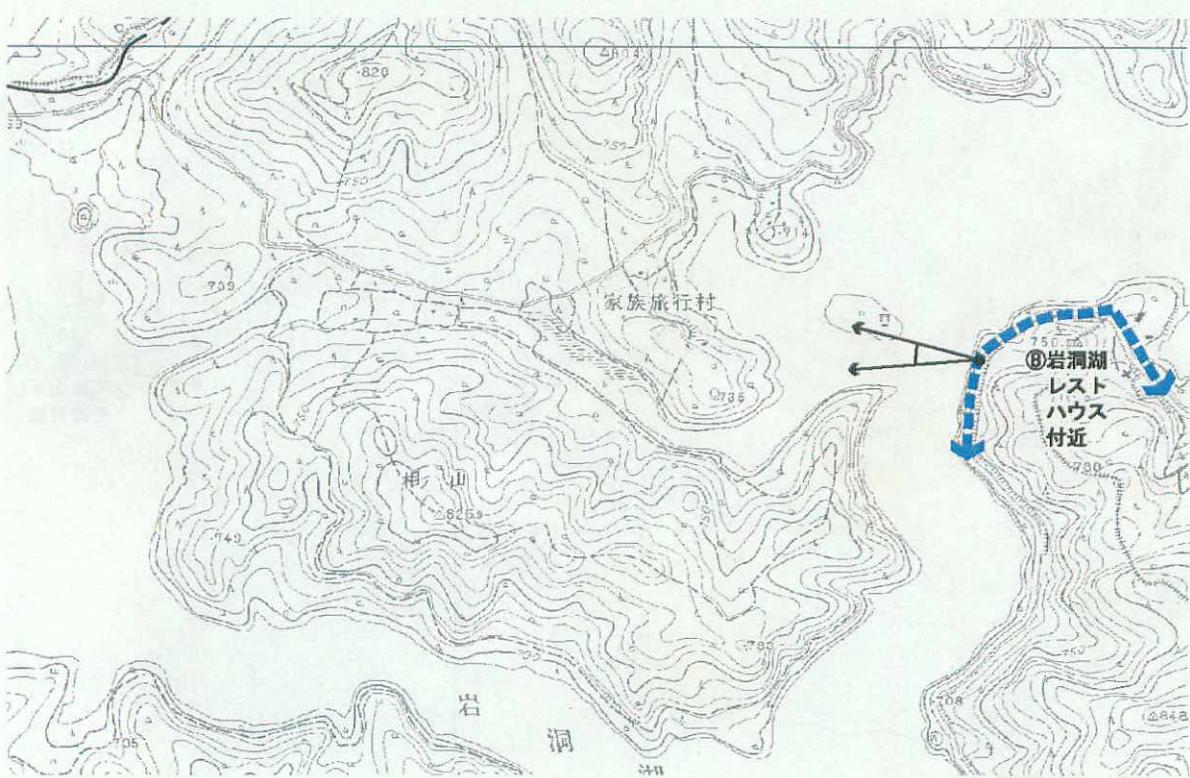
- ・岩手山、盛岡の夜景が素晴らしい。
- ・ここから眺める岩手山や夕日がとても美しい。
- ・秋の夕暮れは、一面ジュークを敷いたようで感動した。

（回答者数：15）

⑧岩洞湖レストハウス付近からの眺望



岩洞湖レストハウス付近



眺望地点位置図

アンケートのコメント

⑧岩洞湖レストハウス付近

- ・岩手山と姫神山のそろった姿を見ることができる。

(回答者数：2)